

第八十四回国会 衆議院 社会労働委員会 議録 第七号

昭和五十三年三月二十三日(木曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 木野 晴夫君

理事 越智 伊平君

理事 竹内 黎一君

理事 村山 富市君

理事 大橋 敏雄君

相沢 英之君

石橋 一弥君

大野 明君

小坂徳三郎君

津島 雄二君

友納 武人君

橋本龍太郎君

湯川 宏君

枝村 要作君

金子 みつ君

田口 一男君

横山 利秋君

平石磨作太郎君

浦井 洋君

工藤 晃君

出席國務大臣

厚生 大臣 小沢 辰男君

出席政府委員

内閣総理大臣官 房管理室長 藤井 良二君

厚生政務次官 戸井田三郎君

厚生省児童家庭局長 石野 清治君

厚生省保険局長 八木 哲夫君

厚生省年金局長 木暮 保成君

厚生省援護局長 河野 義男君

社会保険庁長官 大和田 潔君

保険部長

委員外の出席者

総理府恩給局次長 小熊 鐵雄君

給問題審議室長 手塚 康夫君

大蔵省主計局共済課長 山崎 登君

自治省行政局公務員部福利課長 桑名 靖典君

社会労働委員会調査室長 河村 次郎君

委員の異動  
三月二十三日  
辞任 栗林 三郎君  
補欠選任 横山 利秋君  
西中 清君

療術の単独立法化阻止に関する請願

三月二十二日  
療術の単独立法化阻止に関する請願(稻村佐近四郎君紹介)(第二三三三三号)  
同外七件(北川石松君紹介)(第二三八五五号)  
同外四件(関谷勝嗣君紹介)(第二四四二二号)  
視覚障害者の雇用促進に関する請願(栗林三郎君紹介)(第二三三五五号)  
同(村山富市君紹介)(第二四三八八号)  
同(森井忠良君紹介)(第二四三九九号)  
同(石川要三君紹介)(第二四六一一号)  
同(石橋一弥君紹介)(第二四六二二号)  
同外一件(北川石松君紹介)(第二四六三三号)  
同(國場幸昌君紹介)(第二四六四四号)  
同(関谷勝嗣君紹介)(第二四六五五号)  
同(玉生孝久君紹介)(第二四六六六号)

同(玉沢徳一郎君紹介)(第二四六七七号)  
同(中村直君紹介)(第二四六八八号)  
同(中村靖君紹介)(第二四六九九号)  
同(藤尾弘吉君紹介)(第二四七〇〇号)  
同(西銘順治君紹介)(第二四七一七号)  
同(根本龍太郎君紹介)(第二四七二二号)  
同(羽生田進君紹介)(第二四七三三号)  
同(廣瀬正雄君紹介)(第二四七四四号)  
同(山崎平八郎君紹介)(第二四七五五号)  
同(与謝野馨君紹介)(第二四七六六号)  
同(渡辺秀央君紹介)(第二四七七七号)  
公衆浴場法の一部改正に関する請願外二件(土井たか子君紹介)(第二三三三六号)  
同(安島友義君紹介)(第二四三三三三号)  
同(栗林三郎君紹介)(第二四三三三三号)  
同(田口一男君紹介)(第二四三三三三号)  
同(村山富市君紹介)(第二四三三三三号)  
同(森井忠良君紹介)(第二四三七七号)  
同(枝村要作君紹介)(第二四七九七号)  
同(矢山有作君紹介)(第二四八〇〇号)  
療術の単独立法化阻止に関する請願(石井一君紹介)(第二三八三三三号)  
社会保障、社会福祉の拡充等に関する請願(長田武士君紹介)(第二三八四四四号)  
同(瀬野栄次郎君紹介)(第二四四〇〇号)  
同(西中清君紹介)(第二四四一一号)  
消費生活協同組合の育成強化等に関する請願(鈴切康雄君紹介)(第二三八六六号)  
同(竹入義勝君紹介)(第二四四三三三号)  
奄美大島旧医師介輔の身分喪失に伴う補償措置に関する請願(田中昭二君紹介)(第二三八七七号)  
失業対策事業就労者に通勤交通費支給に関する請願(田中昭二君紹介)(第二三八七八号)  
戦時災害援護法制定に関する請願(枝村要作君紹介)(第二四七八八号)

国民年金改善に関する請願(新村勝雄君紹介)(第二四八一一号)  
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件  
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)  
国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

○木野委員長 これより会議を開きます。  
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題といたします。  
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。横山利秋君。

○横山委員 特に戦時災害援護法の問題につきまして時間を許してください。委員長初め同僚諸君に感謝をいたします。

この問題は、すでに長年にわたる問題でありまして、いま新しく私が申し上げるわけではありませんが、ちょうど、この三月は東京の大空襲があった月であります。この間、同僚諸君はごらんになったかと思いますが、NHKテレビで東京大空襲のテレビが放映されました。また一方では、東京大空襲のりっぱな写真集が発行されました。そういう意味合いでは、きょう質問をいたします。そことは大変意義があることだと存じます。短い時間でございまして、この間、放映されました東京大空襲について、ある新聞の随筆をまづ披露いたします。

歳月の流れというものは恐ろしい。敗戦からしばらくの間は、戦はもう二度と——という自省から、軍備とか核を持つということとはタブーだったのに、いまはもう、平和だとか広島だと

かいうと、反体制の異分子のような冷ややかさで流し見る者までいる時勢になった。日本人の健亡症、無信仰がしからしめたものだろう。が、時折は振り返って、真実、自己の、あるいは子孫の明日を考える糧にして欲しいものだ。

その意味では、終戦の年、三月十日の東京大空襲を扱ったNHKの「東京大空襲」(三月九日)は、胸にぐい入る番組であった。米国の記録フィルムと、日本側の記録写真と、当時、放送取材で働いていた人たちが、被災した住民の、感情を抜きにした、臨場感をもって語る報告を織り交ぜた編集に、(ア)えを感じた。いつも

の、なにか事故があると、家族が遺体に取りすがって泣く、いわゆる「泣き」や「怒り」の訴えを、これでもかと撮る日本の取材ではない。静かに、強く、胸に迫ってくるものがあつた。

とくに、母親の黒焦げの死体の横に、まだ乳飲み子とおぼしき子供の、これも黒焦げの死体(も)を開き、転がっているカントなど、そうした現場を目撃し、死体の取り片付けを手伝わされた私など、動悸(どうき)の止まる思いがした。あれが、いま、生きているわれわれとまったく変わらぬ、懸命に生きようとしていた善良な市民の姿であつた。

戦争の悲惨さを、そこはかとなく伝えて余りある番組であつた。

そこへ行くと、翌日「風見鶏」で見せた空襲のシーンなどは、やはりドラマ、大甘に甘い。記録の強さを再認させたに過ぎない。

三月には、各地に大空襲があつた。私も三月に名古屋で被災を受けたものであります。そういう被災者の嘆きは、今日もまだ戦後が終わらないと言われているほど、被災を受けた国民の姿や、あるいは体は、まさに痛々しいものがあるであります。

そこで、それらの諸君から戦時災害援護法の制定を求める請願が陸統として長年にわたり国会に寄せられております。その請願の趣旨は「一、一

般民間の空襲による戦災犠牲者、傷害者、死没者遺族等に対する戦時災害援護法を早急に措置されたい。二、一般民間戦災犠牲者、傷害者、死没者遺族等の全国的調査を、国の責任において実施されたい。これが請願の趣旨であり、越えて、いまもうすでに亡くなった須原昭二参議院議員が参議院において立案をし、後を引いて五十一年の五月に片山甚市君を筆頭にいたします戦時災害援護法案が参議院に上程されて、すでに久しいものがあります。

この二つの要求につきまして、政府に善処を求めてまいりましたわけでありますが、一向政府の重い足腰が立ってはおられません。一体政府は、戦争中のこれらの被災者の訴えをどう受けとめておるか、まず、それをお伺いいたしたいと存じます。

○河野(義)政府委員 いま、二十年の三月九日、十日の空襲の悲惨なお話もございましたが、戦争中、空襲等によりまして負傷され、あるいは死亡された方々につきましては、私ども非常にお気の毒だというふうに考えております。同情にたえない次第でございます。しかし、こうした一般被災者の援護につきましては、従来から一般社会保障の充実強化を図っていく中で対処することが適当であるということ、そういった一般社会保障策の中で努力をいたしましたわけでございます。

○横山委員 一般社会保障の中で対処をしていく、それは長年聞き飽きた言葉なんでありまして、それは一体、軍人とか、あるいは軍属とか、あるいは義勇軍だとか、あるいは警防団あるいは一般国民の被災者との違いが、何があるかということが常に語られ続けてきたわけでありまして、御存じのように旧憲法は、国は悪いことをしない、お上は悪いことをしない。だからお上に對して請求権はないという思想でありました。新憲法が制定をされ、そして国家賠償法が新しくでき上がりました。国家賠償法なりあるいは新憲法は、国もまた間違いを起こす。公務員もまた過失やあるいは故意、そういうことによつて間違いを起こす。国もまた、怠慢なるがゆえに道路の補修が十分で

きない。そのために被害が起こる。そういう国の責任というものを明白に憲法並びに法律で定めたわけでありまして、大臣にお伺いしますが、この第二次大戦というものについての、国民とそれから国に分けて、国の責任というものは一体なかつたのであるかどうか。政治家として、どうお考えになりますか。

○小沢国務大臣 一般戦災者に対する国家賠償の御要求というものは、すでに廃案にはなりましたけれども、各党の立案による提案も承知いたしております。またその後、附帯決議等についても熱心な御決議をいただいております。承知いたしております。また過般衆、本社労において先生方から、いろいろ同様の趣旨の御質問等をいただいておりますが、従来まで国が考えました観点は、戦争というものに対する国家総力戦、国民挙げて国家目的にみんな協力し合つたということ、戦地にありと内地にあるとを問わず同じ趣旨ではないかという立論についてもよくわかりました。また、いろいろ法律上の観点から分析された大原委員の御見解等もいろいろ承つたわけでございますが、やはり国が特別権力関係にある方々、すなわち一定の使用関係にある方々について、国が使用者の責任を果たすという観点から、軍人あるいはこれに準ずるような方々に限つてのみ援護措置をとつておつたというのが従来例でございます。

それで、一般戦災者の方々に對して、一体いかなる法的な根拠で、これが災害についての補償をやるかということについては、実は、そういう特別権力関係にありませんし、また一定の使用関係にない。使用者としての責任も国が果たす立場にない。そういうようなことから、従来まで一般戦災者については補償という観念が出てこなかつたわけでございます。

そういう意味で、いまお尋ねの、恐らく戦争について国の責任を政治家としてどう思うか、こういうお尋ねでございますが、戦争に對する国の責任ということ、その場合の国というものが一体いかなる点をお指しになるのか。当時の国の方針を決

定するに当たつて参加した指導的立場に立つた人たちの責任という意味でおっしゃるのか、あるいは国家というものは国民を離れてないわけでございますので、国民全体、日本人全体の考え方を言われるのか。恐らく前者ではないか。国家そのものは国民と離れて成り立つわけではございませんので、恐らく前者のお話であると思つておりますが、そういう点で考えますと、明らかに私は、戦争責任を当時の指導者、為政者というものは感ずべきであらう、こう思います。

○横山委員 おっしゃる通りに、最後の言葉が大事であります。戦争責任というものは当時の指導者である。国民は、確かに大臣のおっしゃる通りに、その戦争指導者に引きずられて戦争に協力をした。国民が戦争を起したものでない。また戦争は、当時言われたように聖戦ではなくて、侵略戦争である。そして、戦争を起した指導者の責任は問われるべきであるという点については異存ございません。

○小沢国務大臣 全般的な当時の政府なり、あるいは為政者なりの、直接、開戦、昭和十六年以降の責任というふうにとらえるのが本当なのか。あるいは戦争に至るいろいろな長い歴史的な経過というものがございまして、それぞれの見解によつて、責任の範囲がどの点にあるのか。あるいは日本の政治あるいは指導を引つ張つていった、この戦争に至る原因の一番の根っこはどこにあるのかという議論については、これはなかなかいろいろ議論が分かれるところだろうと思つてございまして、そういう意味で、とにかく狭く考えていって直接的に、結果的に見まして、開戦という行為以後の責任というものを考えますと、当時の政府の最高方針を決定した為政者の責任というものは、やはり考えざるを得ないだろうと思つております。

○横山委員 私が申し上げております国の責任というものは、大臣の言われる長い間の歴史的な経過よりも、まさに戦争を起すこと、戦争をやめると、その決断をするときの問題、そこに凝集

されると思っております。だから戦争を起こしたのには国民ではない。当時の指導者である。当時の指導者は国と離れて存立するものではない。いわゆる当時の指導者が国を看板にして戦争を起こしたのだ。したがって、当時の指導者と国と分けて考えることはできないのである。国が間違ひを起こしたのである。国が過失というよりも、国が故意に戦争を起こした。故意という言葉は適当であるかどうかはわかりません。少なくとも戦争責任というものは国が負うべきである。しかし、そういう戦争責任が権力によって国民を引きずっていった。その国民の中には軍人もおれば、軍属もおれば、警防団もおれば、一般国民もおれば、そういうふうには私は理解できると思っております。そこで、全国戦災被害者連絡会の会長の杉山千佐子さんが、私が質問をすると言いましたら、短い文章ではありますがすけれども、ぜひ大臣に陳情してくれという文章をよこしましたので、御披露をいたしたいと思います。

昭和16年12月8日太平洋戦争がはじまり、ラジオ、新聞の報道を鵲のみに信じ、いや信じこまされて、あくまでも聖戦であり、必ず勝つと国家総動員法の下に軍官民ひとつになつて、国を守りつづけてきました。

突然鳴りひびく空襲警報に驚きと困惑の中にも、お国のため、陛下の御為と歯をくいしばり、お互いにはげましあつて頭張りまわし、しかし、敵の攻撃は激しく、20年にはいつてからは国中めぼしい都市は敵のなすままにされ炎の中に地獄そのままでした。瓦礫の山のそこ、ここに焼死体の山、家を焼かれ肉親をうばわれ、手足を顔に無惨に傷つき生れもつかぬ姿になつても、何ひとつ不平もウラミもいえず、国の方針にだまされて従っていました。

昭和27年4月、戦傷病者戦没者遺族等援護法制定の日より、私達民間人は全く不平等な扱いをうけることになりました。同じ戦争の犠牲者になぜ政府は目をむけなかつたのでしょうか。特に戦災被害者はこの30有余年は地をほうりよう

に生きてきました。今や老齢化したこれら被害者は国から何の援護もなく怨みをだきながら死んでゆきます。すでに大半が死んでゆきました。

毎年社会福祉、社会福祉と各党で叫ばれつつけられ、福祉年金は増額されてますが、末端の本人の手には入らない仕組になっていきます。増額された事をテレビ、ラジオで新聞でただ眺め指をくわえて、そして死んでゆきます。ふたつの年金は支給しない、33万で限度が定められていたが、ここに例をあげますと、私学共済年金28万のため福祉年金は33万の差額のみしか支給されません。現在の物価高に年収33万でどうやって生きてゆけましょう。働くには年をとります、しかも障害度も重度では雇用もむづかしい、老人ホームには65才に満たぬから資格なしといわれ益々前途は暗くなります。

西足大腸部切断の女性(20年3月19日被災)一生懸命働きつづけて年収70万をきれるため社会福祉年金一級を給付されやと最低の生計をたてています。年令も50をすぎ健康もわるく、まして危険な交通事情で車椅子での通勤もむづかしくなり今勤めをやめたらと調べますと、若年者年金が39万支給されますので、この時点で福祉年金は打ち切りです。働いて70万近い年収と福祉年金とを加えてさえ最低生活をしていても、39万ではどうやっても生活できません。まして両足はなく、財産もなく、ここでも死を待つのみです。

低額年金生活者にもっとあたたかい法はないのでしょうか。福祉年金を全額上のせすとか、又は障害重度で保護者がない場合50才又は55才で老人ホームに入れるとか考えて頂きたいです。

戦傷病者戦没者遺族等の援護法にはこうした制限はなく、同じ戦争の被害を受けながら民間ゆえに、一番救済の手を待つ弱者、戦災被害者には何故このような苛酷な制限があるのでしょうか。一日も早く是正して下さい。

あれから30有余年、戦災被害者は老齢化してきます。街頭署名や陳情に出られぬ者が大半になりました。一日も早く援助の手を。

#### 戦時災害援護法制定

全国実態調査を早急に実施

国鉄無料

医療費補装具無料

見えない目でくだくだと書きまわした。ご判断下さい。

まことに哀れといいますが、気の毒といいますが、いま厚生省から事務当局から話がございますが、あなたの話では解決できない問題をこの中に含んでいることは、おわかりのとおりだと思っております。

もうすでに私が申し上げるまでもなく、軍人軍属あるいはまた警防団、義勇軍等については逐年一つ一つ入っていきまわした。そのときどきに必ず厚生省は、それは軍人とは違いますが、あるいはまた軍属とは違いますが、あるいは、これも理屈が合いませんと言ってきましたけれども、しかし結局は一つ一つわれわれの要望が入っていったわけでありまわす。残りますのは一般戦災者、そういうことになるとあります。そして、一般戦災者もまたことになるのであります。もう老齢化しているがゆえに、そういう気の毒な人たちが、老齢化しているがゆえに、困窮度が高まっておるわけです。

ここで百尺竿頭一歩を進めて、これらの人を救済することが果たして理屈に合わないことであるか、不可能なことであるか、そう考えますと、私はそれは思わないのであります。そればかりではあります。いま私は法務委員をしておるわけですが、刑事被害者補償法を今度法務省も制定しようとしています。いま大蔵省と折衝中でありまわす、要するに刑事被害者補償法というものは、赤軍派、過激派がその辺へ爆弾を投げた。そのために無辜の国民が傷を負った。それは気の毒だといふわけに補償をしようというわけです。私はいいいことだと思っております。また飛騨川の転落事

故あるいはカネミ訴訟あるいはスモン訴訟、そういう例をとりまわしても、近代社会の中で、いままで、とうとうい国が補償しなかつた問題が、新しい経済社会の新しい要請と新しい判断に立つて補償されようとしているわけでありまわす。その新しい問題とこの戦災者とは比べますと、そこに法の不公平というものがどうしても出てくると思いませんか。

厚生省の所管ではない、それはよその省がやることだとは言えません。全体的に、それらがいま、いよいよ実現をするというのであるならば、道を歩いておつて赤軍派に爆弾を投げられて、そして死んだ。傷を負った。それもまた国家が補償しようとする時代に、なぜ軍人軍属と変わらさず、内地で私どもと一緒に防火パケツを手には、そして焼夷弾で死んでいった、本当に戦争のために、それこそ政府が何と言つても、それを信じて死んでいった戦死者と、それらの人たちの違いがどこにありまわすか、ないじゃありませんか。厚生省オンリーのお考えでは前のおりのいろいろな考えがあるかも知れない。しかし他省では、あるいはまた最高裁の判決では、新しく国の責任というものが、国家賠償法的一条、二条について、あるいは食品衛生法あるいは薬事法の国家の責任というものが範囲が広がっていきまわすという時期ではあります。そういふ時期に、どうしていつまでも一般戦災者の問題について冷たい態度をとるのでしょうか。私はその点が大変残念だと思っております。大臣はどうお考えになりますか。

○小沢国務大臣 私どもが援護法で援護の対象にいたしておりますのは、先生おっしゃる通りに、その後いろいろ未処遇者の拡大を図りまして、処遇の対象に入れてまいりましたけれども、すべて国との一定の使用関係というものを法的に明確にする措置によつて、その措置に裏づけられて初めて補償の責任というものを果たしてきています。でございます。したがって、そういう面からいふと、同情はいたしますが、遺族ながら対象にはならぬ、こういう考え方をいたしました。それ

らの方々は一般の社会保障の中で、身体障害者の方は身体障害者の福祉の面から救済をする、あるいは所得の非常に少ない方々あるいはまた生活困難者の方々は、他の近代的な社会保障制度によって救済することによってやってまいりました。

いま先生のお話は、それとは別の観点で、いわゆる一億総力戦の体制で戦争というものに相対した当時の実情から見て、別の観点から戦争犠牲者に何らかひつ補償すべきだ、あるいは救済の措置をすべきだというお考えだかと思うのでございまして、そうでないと、私どもとしては国との一定の権力関係にない者を国が使用者としての責任を援護の中で果たしていくことは、ちょっと、いまその考えを要えろと言われましても、私どもはどうしようもないわけでございます。

ただ別個の観点から、そうした当時の実情等を踏まえて、何らか検討すべきじゃないかというお話が、この前からございまして、それで私は、そういう面でも何らかの検討をすべき問題だろと思うから、なおひとつよく検討してみました。ここで私また従来の考えを一新して新たな観点からやるには、新たな観点から、その補償なり援護をする法的な、あるいは行政的な理由というものを、われわれとしてはどこかに明確にして出していかなければ、やはりいけないうわけでございますので、国家賠償法のお話がございましてけれども、本来、国家賠償法というものには戦争行為による損害というものを賠償することを全く予定をいたしておりません。あれは戦後のものでございまして、適用をさかのぼるといような趣旨ではございせんものから、国家賠償法を制定した今日、これらを国家賠償法の精神から取り上げると言われましても、これはちよっと法律の趣旨が違ふと思うのでございまして、したがって、いろいろ当委員会でも、この前の審議から御議論がございましたので、私どもも御立論の趣旨を十分よく検討させていただきました。どういう理由から、またどういふ観点から、これを組上りさせた方がいいのか、これをもう少し研究

をさせていただく時間を与えていただかなければいかぬだろう、こういう考えで申し上げているわけでありまして。

○横山委員 従来の軍人軍属と別なカテゴリーから考えるというのは間違っています。ここに昭和十八年の内務省の「時局防空必携」というものがあります。

防空必携の誓

一、私達は「御国を守る戦士」です。命を投げ出して持場を守ります。

一、私達は必勝の信念を持って、最後まで戦ひ抜きます。

一、私達は準備を完全にし、自信のつくまで訓練を積みまします。

一、私達は命令に服従し、勝手な行動を慎みます。

一、私達は互に助け合い力を協せて防空に当ります。

これは内務省が、政府がつくったものです。そうして防空演習のときにみんな大きな声で唱和したものです。政府が押しつけたものです。それからその「時局防空必携」の最後のところに、「空襲による被害の救済保障」の問題に触れています。それから「罪と罰」に触れています。

1 犯罪は平時より一層重く、且つ速かに罰して、不安なく防空活動が出来るやうに考へられてゐる。

2 特に重く罰せられる罪。

イ、燈火管制中の窃盗、強盗とか風俗上の罪。

ロ、防空、通信、交通、重要生産等の施設を壊したりしてこれを妨害する罪。

ハ、業者が儲けようとして買占めをしたり、売り惜しみをしたりその他一般国民の経済生活を乱す罪。

ニ、流言ひ語の罪。

ホ、その他国土防衛を害する罪。

3 燈火管制を怠つたり、防空活動の出来る者で規則に定められた防空業務に従事しなかつたりするとそれぞれ処罰を受ける。

まさにこれは、お互いにこの年配ですから、当時のいきさつをよくわかつている人間同士お互い議論しているわけですが、まさにあのときの雰囲気というものは、外地におります軍人と、内地に居る「時局防空必携」で「私達は「御国を守る戦士」です。命を投げ出して持場を守ります。」と言っている人間と、どこに一体違いがあるだろうか。

むしろ私は、そう言つてはなんでもすけれども、私も野戦に行きましたが、野戦における空襲状況と、国土防衛をしておられるわれわれの防空状況とは格段の違いがあると言つても過言ではありませぬ。それは野戦の方が、必死の激戦のときは別です。しかし広範なアジア大陸に参加して居る日本軍人と、国土の狭いところで毎日毎日空襲を受けているわれわれの激戦の状況とは、しかも守るにすべなきわれわれの状況、逃げ惑うわれわれの状況、「時局防空必携」で徹底的に懲兵やあるいはその他の人に追い回された状況とは、どうして一体違いがあるか。どちらにより危険があつたか、どちらがより被害惨たんたるものであつたか、あなたもおわかりのとおりだと思つて居る。それを別のカテゴリーだ、別の角度からアプローチしたいというのには私は間違いないと思つて居る。

それから、私が先ほど言つた最後に、いま刑事被害者補償法が制定されようとして居ると言いましたね。私はそれとこれとはカテゴリーが違ふと思つて居る。けれども刑事被害者補償法を制定しようといわれれば、それとこれと均等をどうお考えでしょうか。それとこれとの均等をどうお考えでしょうか。それは昔の話だ、今度はいまの話だということでは国民が納得するでしょうか。だから大臣は、別なアプローチと言わないで、この「時局防空必携」をもう一遍よく読んでくださつて、外地と内地との対比の上

において理屈がつくことであります。お年寄りばかりで、だんだん死んでいくことでありますから、もうここで軍人が済んで、軍属が済んで、警防団が済んで、そして看護婦が相談になつて、もう残る一般国民に救済をすべきときはありませぬか。そのために各地から出て居ることは御存じのことだと思つて居るが、ここに資料がありますのは、大阪市議会、大阪府議会、堺市議会、東京都議会、西宮市議会、これは前の古い記録でございますから、ほかにもたくさん出て居るかも知れませんが、これらの地方自治体がそれを必要だと考へて、戦時災害援護法の制定なり実情調査をしると言つて居るわけでありまして。

そこで総理府からお願いになつたと思つて居りますが、この要請に基づいて全国的調査はどういうふうに行われ、どういふふうな処理されて居るか、伺いたいと思つて居る。

○藤井(良)政府委員 お答えいたします。本年度から全国戦災実調査というのを実施いたしております。その中身といたしましては、全国各地に空襲や艦砲射撃などによる戦災を受けてから、すでに三十余年を経過するわけでございますけれども、一部の地域を除きまして、これらの記録はほとんど整理されて居りません。そこで戦災体験者や関係資料が少なくなつていく今日、戦後三十年を一区切りといたしまして戦災に関する資料を調査、整理して刊行し、戦災の惨禍を後世に伝え、戦災犠牲者の慰霊に資するということを目的にいたしまして、今年度と来年度にかけて調査をする予定にしております。

○横山委員 その目的が違ふじやありませんか。われわれが要求しているのは民間戦災犠牲者、傷害者、死没者の遺族等の全国調査をしてもらいたい、こういうことが何回も言われて居る。あなたの方の調査はこの要求が含まれて居るんですか。また、だれがその調査をやつて居るんですか。

○藤井(良)政府委員 調査の項目といたしましては、戦災をこうむつた当時の戦災都市の状況だとか、あるいは空襲の状況、戦災の状況、その戦災

に関する記録、そういったものを調査しようとするものでございまして、この調査は日本戦災遺族会、これは昭和五十二年六月に社団法人として認可された団体でございますが、この団体にお願いで、主として慰霊に資するということを目的として調査している次第でございます。

○横山委員 私の問いに答えてないのですが、この被災者、遺族、傷病者、死没者の全国的調査をなせ中に含めなかつたかということ。それから、もう一つ奇異に感じますことは、この全国戦災被害者連絡会会長杉山千佐子さん、長年にわたってこの運動を続けておる、この人が一番よく知っているのです。全国的組織を持つておるのです。これに連絡はあつたのですか、なかつたのですか。これだけ野党がそろつて言うておる問題について、あなた方がこれらの団体に何の連絡もなく、五十二年六月といえれば去年ですか、社団法人ができたという、それはどういふ団体か私よくわからないのですが、どうして一体、杉山会長のやつておる団体の協力を求めないのですか。

○藤井(良)政府委員 これは従来から全国戦災犠牲者遺族会連絡協議会というのがございまして、これを社団法人にして、そこに調査させたらどうかというお話がございましたので、そこに調査させることにしたわけでございます。したがって、先生がいま指摘されました、けがをされた方たちの団体とは直接連絡をしておりません。ただ、今後必要になれば連絡をしてまいりたいと思つております。

○横山委員 私どもの国会側の要求を何だと思つていらつしやるのですか。これほど法案も出、そして調査も依頼し、善処するという話があつて調査をなさるならば、当然のように、この請願者である全国戦災被害者連絡会が、いまだどうなつておるか、死んだ人はどうなつたか、けがした人はいまだどうなつておるかというところは調査の項目でなければならぬ。遺族の皆さんといえは、もうそれぞれ遺族なんですから、現にけがをして、いまだ生きて、この社会の中で耐え抜いておられ

る人々の協力を求めなければならぬじゃありませんか。その何とかという社団法人には、政府は補助金なり調査費なんか出していらつしやるのですか。どのくらい出していらつしやるのですか。

○藤井(良)政府委員 補助金は出しておりません。ただ、いま申し上げましたような戦災史を作成するための委託費を出してあります。

○横山委員 どのくらい。

○藤井(良)政府委員 本年度が約二千二百万、それから来年度が千六百万くらいでございます。

○横山委員 私はその団体がどういふ団体か、よく知りません。知りませんけれども、それは何か奇異なものを感じますね。これほど国会で議論になつて、その焦点になつておるのが全国戦災被害者連絡会である。そして、その団体からの訴えを聞いて法案を提出をし、そして私も、それらの人々が日ごと夜ごと街頭募金をやつたり署名運動をやつておることを多としておる。一生懸命やつておる。それらの人々との縁もゆかりもない、遺族の会合だと思つしやる。それは遺族の皆さんもお気の毒であるから、この私どもの援護法の中にも一つ入るわけでありまして、実際活動をして、ちまたで一生懸命に街頭募金や署名運動や集会を開いてお互いに励まし合つておる、この被災者の人を抜きにして、どうして一体調査ができるでしょうか。議論ができるでしょうか。しかも、そちらへ二千万円、千六百万円という大変な額がいつて、どういふふうに使われておるのか、私は奇異に感ずるわけなんです。しかし時間がございませぬから、あなたには、それらの政府の調査費が委託費が知りませぬけれども、それらが公正に使われるよう、杉山会長の組織にも十分連絡をされて協力を求められることを期待したいと思つておるが、いかがですか。

○藤井(良)政府委員 この措置というのは、もつぱら戦災家族の慰霊措置ということを中心にして考へておりましたので、いま先生の言われる団体には連絡しておりませんが、この調査を進めるに当たりまして、そういったことが必要になれば連

絡してまいりたいと思つております。

○横山委員 必要になればじゃありませんよ。大臣、どう思ひますか。私はその団体のいろいろあるのを知つておるのですが、いま言ひにくい点があるのですよ。しかし、私の方が筋が通つておるじゃありませんか。現に被災して、手足がもがれて、目がなくて苦しんでおる人たち、そうした人たちが団体をつくつて運動してらる。しかも、それは国会におる者はだれも知つておる、会つておるんですよ。そういう長年の努力の団体に何の御連絡もなくして、どうして一体その後の調査が十分目的を達するでございませぬか。総理府のやつておることだから私は知らぬとおつしやるのでございませぬ。あなたが、いま私の約三十分ぐらゐの質問に答えて、ひとつ別な意味で何かアプロイチをしてみようとつしやるならば、まさに実態調査から始めなければならぬ。その実態調査が何か別な角度で行われておる実態調査では意味がないじゃありませんか。ですから、私はいまの社団法人をどうも、もうここで申し上げておる。申し上げませぬが、少なくとも全国戦災被害者連絡会にも協力を求めて、言うところの全国的調査が円滑に行なわれるように、それは慰霊もいいで、後世に残すのもいいで、しかし同時に、いま苦しんでおる人が一体どうなつておるか、そういうことが何にも行われぬ調査が何にならぬか。大臣、どうお考えになりますか。

○小沢内務大臣 総理府でやつております調査は、私ども厚生省のような観点からでなくて、史実の調査のために戦死者の方々の協会と連絡をとつてやつておられるわけでございます。おつしやるように一般戦災者の方々、特にその中で、この前から議論がありますように財産被害は別問題にして、生命をなくされた戦災死没者の方、それと戦災によつて傷害を受けた方々の実態調査をせひ早く実現すべきだというお話も承りました。援護をやるかやらないか。援護をやるかやらないか。援護をやるかやらないか。戦災による

死亡の方と傷害の方との関係をどういふふうにあつたらいいのかという基本方針が固まらないのに調査をするという事は、やはりなかなかできないことだと私は思ふのです。横山委員「生きておる人の調査をせずに死んだ人ばかり調査しては」と呼ぶ)いえ、死んだ人の調査をしては、調査費でございまして、それについていろいろ委託費を出して、その中で死没者の方々の実態をある程度調査しようということだと思ふのです。

戦災による障害者の方々については、私ども厚生行政基礎調査の中で、四十年でしたか、それから五十年に再度、障害者の中で特に戦災の方々についての調査をやらうとしたわけでございます。そのときに十都府県ぐらゐでございますが、十ちよつとあつたと思ひますが、協力を得ることができなかったわけでございます。それで、この厚生行政基礎調査の中で戦災の障害者というものの分類をやることできなかった事情もございまして、これは私の未成熟な段階での見解でございますけれども、援護の措置をやるかやらないかの方針を決めて、ついでには実態がどうなつておるかどうかというのを調べなければいかぬと思ふのです。その方針が決まらないのに実態調査をやるということになりますと、これはやはり片手落ちじやないかと思ひますから、そういう何らかの援護措置をやるということをいろいろな角度から、また、それはどういふ法的な行政的な理由づけをやるかということも、まず検討しまして、その結果、そういう方向にいくためには戦災による死亡者の方々の実態はどうだ、現実には正確に数がどれくらいあるか、戦災による障害者の方で、その程度がどういふ状況にあるかというのをよく調べる必要があるのじやないかと思ひますので、そういう観点から、ひとつ検討させていただきますと思ひます。

○横山委員 時間がございませぬので、注文だけ申し上げておきます。

大臣の言われることもわからぬではないので

す。しかし、それは三年も四年も前に言ってくたさるなら私は了とする。けれども、いままた新しくそういうことをおっしゃったのでは迷惑千万です。しかも総理府が二千万も一千万もかけて二年かかってやるうとしているのです。あなたがいま言うような意味があるならば、あうんの呼吸で、おれの方は方針が決まっていなければいけません。おまえの方でやっているときに、ついでに調査をしておいてくれと言えは、あなたの立場も保てるわけです。総理府も総理府だと思ふのです。こちらの方は死んだ人も生きてる人も全国的調査をしてくれと言っている。向こうの方は死んだ人だけ調査しているというらしい。そんなことなら、あなたは後ろを向いて、おい、生きてるやつもついでに調査しろ。おれの責任じゃないけれども、おまえの方で調査して、いい資料があったらよござ、そこでおれは方針を決める。これで、もうできるじゃありませんか、あなたは閑僚のお一人なのだから。私の言う意味はおわかりでしょう。やっつけてくださいよ。これで終わりますけれども、どうですか。

○小沢国務大臣 総理府総務長官とよく相談してみます。五十二年の調査の実態、それから五十三年度のは予算が通過してから実行ですから、両方でよく協議してみます。

○横山委員 お願いします。では終わります。

○木野委員長 次は、平石磨作太郎君。

○平石委員 私は、戦傷病者戦没者遺族等援護法に關連して、戦争参加者の一人として、かねてから問題になっております旧従軍看護婦の、恩給適用を含め何らかの救済措置を求める問題について質問をいたしてまいります。

この問題は、すでに国会において、たびたび取り上げられております。旧陸軍海軍看護婦はもちろんのこと、日赤看護婦は白衣の天使として召集され、陸海軍の命令のもとに国家行為たる公務、すなわち戦場に参加し、ときには兵隊と同様に弾薬の運搬あるいは搬送に協力をし、また軍の衛生兵とともに傷ついた将兵の看護、看護に当た

ってきた事実、まさに女性兵士として取り扱われておったわけです。また終戦後は、兵隊と同じく捕虜として外地に抑留され、そして第一次引き揚げが昭和二十八年、以来十八次にわたって、昭和三十五年に引き揚げておられます。そういう形で長期抑留をされて苦勞をされておられるわけです。こういった従軍看護婦が兵隊に救済処遇を求めることは当然のことです。また国民的な立場から、戦後三十二年間放置してあることに強い憤りすら感じておる。全国からの激励の電話や手紙、あるいはテレビ、ラジオ等によってマスコミが国民的な立場から、その人々を激励しておられる実情、こういうことを考えてみますと、これこそ行政で解決をつけなければならぬ戦後処理の大きな問題だ、こう認識をするわけです。

このようない事実を踏まえて、国会において請願が三回にわたって採択をされております。さらに五十年十二月十八日の衆議院内閣委員会、あるいは五十年十一月六日におきましては参議院内閣委員会でも附帯決議がなされておられ、そして参議院内閣委員会におきましては、当時従軍看護婦として苦勞された岡松八千代さんが参考人として実情を述べられておられます。こういったことを踏まえて、七十七国会におきましては、参議院段階において恩給適用の特例法すら野党が提出をした、こういう経過をたどっております。さらに衆議院内閣委員会におきましても、野党として各党一致、特例法の提案をする予定でありましたけれども、恩給局長の前向きな答弁等もあって、これを差し控えておるといふ実情にあるわけです。そういう経過をたどって、私も昨年の社労委員会において、この問題を取り上げてまいりました。そして今国会におけるいわゆる衆議院の一般質問としての予算委員会でも取り上げ、さらに各党一致して、いままでに三十名の国会議員がこの問題を取り上げておられます。そして過日の社労委員会におきましては、社会党の金子先生もこの問題を取り上げました。そのように政治的には過去四十七年以來ずっと各党一致してこの問題に取り組んでおられるわけ

ありまして、こういった情勢を踏まえて厚生大臣は、このことをどのように受けとめるのか、ひとつお伺いをしてみたいと思っております。

○小沢国務大臣 平石先生、ずいぶん前から日赤従軍看護婦の問題につきまして御熱心ないろいろ御検討をいただいております。私も承知をいたし、かつ敬意を表しております。私も承知をいたし、この前も申し上げましたように、この問題については、特に看護婦さんという立場、しかも最前線軍人、兵士と一緒に仕事をしなければならぬという方々の方々のことを考えますと、しかも戦地で砲煙彈雨の間に活躍されるわけでございますから、私としては、おっしゃるとおりだろうと思っております。ただ従来まで、戦傷または戦没以外の援護法の対象にはしていません。これはいろいろの理由があつたことでございしますが、それともう一つは、同じように戦地にありますが、兵隊なり、あるいはまた基地の作業なりその他に従事された一般の軍属、準軍属の方々等が約数百万におられるわけでございます。これらの方々に対する均衡といえますが、そういう点から政府部内で非常に慎重にやっております。問題が進んでいかなかったわけでございます。

国会の四十七年以後の問題の取り上げ方、特にこの問題については他の軍属、準軍属と違ひまして特別な事情にあるという御議論等もございします。ですので、総理府の方でいま検討を進めていただいているわけでございます。それについて、同じ内閣における関係として、私は協力を申し上げるにやぶさかではないという立場から、いろいろと実は今後の進め方いかんによつては私も協議に積極的に参加していきたい、かように考えておるところでございます。

○平石委員 こういった事実について、どのようにお受けとめておられるか。恩給局の方に答弁を願います。

○小澤説明員 ただいま小沢大臣の方から説明がありまして、現在、恩給局として、日赤問題について恩給法そのもので処遇するということが非

常に困難であるということにかんがみまして、先般、私どもの大臣が御答弁申し上げたように、恩給法以外の何らかの方法で処遇する。どういう方法が適當であるか、これを積極的に検討せよ、こういう大臣のお話もございまして、ただいま検討を進めておるところでございます。

○平石委員 いまの御答弁で、いま申し上げた事実については厚生大臣並びに恩給局長が確認をされたわけですから、それで恩給局長の御答弁の中に、恩給法の適用については非常に困難なものがある、こういうお話がございました。これは前々から国会で論議を重ねながら、その点の解明がまだできません。恩給法の適用という点になりまして、昔の軍人恩給法を見ますと、四十一條には「恩給ノ支給ハ陸海軍大臣ノ證明ニ依リ恩給局ノ審査ヲ經テ内閣總理大臣ノ裁定ス」こういう規定がございします。それから新しい恩給法の関係を見ますと、恩給給付規則第一條では、本属庁を經由して請求する、こうなり、さらにそれを受けた恩給給付規則、この第二條におきましては、軍人軍属の恩給は退職時における都道府県知事及び厚生大臣を經由して差し出すことを要す、こういう規定になっております。したがって、恩給適用が困難だといふ恩給局長の御答弁、そして恩給を請求するについては厚生大臣を經由してすることを要す、こういう規定等からいたしますと、この看護婦さんたちが戦場に参加した一つの根拠をやはり明らかにしていかねばならぬ、私はこのように思うわけです。したがって、この看護婦さんたちが兵隊と同様に動員された根拠について、厚生大臣にお尋ねをいたしま

○河野(義)政府委員 看護婦が動員された根拠と申しましても、援護局におきましては、先ほど大臣から申し上げましたように、看護婦として扱われる、あるいは死亡された方について援護する、こういう援護法を運用しております。その根拠についてはお答え申し上げかねるわけでございます。

○河野(義)政府委員 看護婦が動員された根拠と申しましても、援護局におきましては、先ほど大臣から申し上げましたように、看護婦として扱われる、あるいは死亡された方について援護する、こういう援護法を運用しております。その根拠についてはお答え申し上げかねるわけでございます。

○平石委員 いまの御答弁で、戦傷病者戦没者遺族等援護法で、傷つたかあるいは死にせられた従軍看護婦については処遇がなされておるわけですか。処遇がなされるということは、公務に起因をしたということ。公務に起因したのは、さいせん私が申し上げたように国家行為としての戦闘行為に参加した、これが公務に起因ということになるわけです。そうすると、この恩給適用においても、あるいは戦傷病者戦没者遺族等援護法についても、適用するについては、やはり看護婦さんが戦場に動員をせられた根拠がわからずしてできませんか。

○河野(義)政府委員 日赤救護員が戦時衛生勤務につかされる場合には、日赤社令その他の規則によりますと、陸海軍大臣から救護員の派遣の要請があるわけでございます。その要請を受けまして、日赤本社あるいは日赤の支部から救護員の方に対して召集がなされるわけでございます。召集があつて、これに応じられますと、宣誓をされまして軍属の扱いをされるわけでございます。戦時衛生勤務につかれますと、陸軍刑法等の適用もあるわけでございます。そういう実態だと私も理解しております。

○平石委員 いまのお話で日本赤十字社令という勅令が出てまいりました。したがって、いわゆる女子を戦場に動員するということについては、私は根拠として、ひとつお示しをしてみたいのですが、旧憲法、昔の大日本帝国憲法の第二十条「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」そこで「法律ノ定ムル所ニ従ヒ」という兵役法がここにございませぬ。この兵役法によりますと「帝國臣民タル男子ハ本法ノ定ムル所ニ依リ兵役ニ服ス」したがって男子が兵役に服す、こうなつておる。だから女子は兵役に服することはできなかった。義務はなかった。そのなかつた女子を戦場に連れていった。それはいま局長のおっしゃつた日本赤十字社令によるわけですか。

その日本赤十字社令は、これは私も前の国会で論議をいたしました。いわば法律です。人権を

制限することについての勅令は法律であるということ。そしてもう一つ、旧憲法の三十一條に「本章ニ掲ケタル條規ハ」——本章というのには第二章の臣民の権利義務です。「本章ニ掲ケタル條規ハ」戦時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨クルコトナシ」こうなつておる。だから、天皇の大権事項としての勅令は法律であるということ。それに基ついて陸海軍大臣の定むるところにより日赤社長が看護婦さんたちを召集したということ。だから、そこでは起因した公務ということについての十分な根拠は、旧憲法から兵役法、さらに日赤社令という勅令からいって厳然たる形式的な事実だと私は思うが、どうですか。

○河野(義)政府委員 日赤救護員につきましては、先ほど申しましたような手続によりまして日赤救護員が召集されました。戦時衛生勤務につかされるわけでございます。その実体に着目いたしまして、援護法上は軍人軍属といたしまして、国との特別な関係、使用関係をそこに見まして、援護の措置を講ずることに相なつておるわけでございます。

○平石委員 それではもう一つお伺いします。この旧日赤社令の中に、第一條に「日本赤十字社ハ救護員ヲ養成シ救護材料ヲ準備シ陸海軍大臣軍大臣ノ定ムル所ニ依リ陸海軍ノ戦時衛生勤務ヲ補助ス」こうなつております。この陸海軍大臣の「定ムル所ニ依リ」という、この定むるところは何ですか。

○河野(義)政府委員 日本赤十字社の任務の一つの大きい柱は救護員の活動だろと思つておる。それにつきまして、先ほど申しましたように日赤救護員がそういった戦時衛生勤務につかされる場合の手続が、それぞれ陸海軍の規則等で定められておるといふふうに理解しておるわけでございます。

○平石委員 その省令がお手元にならぬとおっしゃいますが、省令を後でいいですから出していただきたいと思います。

それから、いま局長さんは軍属、軍属というお話でございました。もちろん引き揚げ証明書にも軍属としての判をつけてあり、あるいは、いままでの処遇の戦傷病者援護法においても軍属として取り扱われております。

○河野(義)政府委員 いま御指摘のように日赤救護員、看護婦の待遇は兵に準ずるという規定が日本赤十字社令にあるわけでございますが、その待遇というものはどの範囲のものを指しているか、その辺はいま定かではございません。たとえば、そういう軍という団体、組織の中におけるいろいろな儀礼上の処遇問題もありませんし、あるいは給与その他の問題もありませんが、その辺の範囲のものを指しているか、いまそれは定かではございませんけれども、日赤救護員の特殊性もございませぬので、そういったことも踏まえまして、その待遇につきましては兵に準ずるというふうな規定だろというふうに私、理解しております。

○平石委員 いま定かではございませぬというところでお話がありました。この軍属になつたということの根拠を二応探してみますと、軍属として格づけをされた、いわゆる軍属だということになつておるのは、陸軍の通達によるわけなんです。陸軍のいわゆる衛生勤務に服する日本赤十字社救護員の身分取り扱いに関する件という陸軍大臣の通達があるわけですが、通達、通達というものはこれ

は行政指導ですよ。「兵二準ス」というのは勅令なんです。ひとつお伺いしてみましよう。勅令と通達と、どのように優先効が違いますか。

○河野(義)政府委員 日本赤十字社令は、先ほど先生から御指摘がありましたように旧憲法下における一つの独立命令でございまして、法律と同じような効力を持つておる面もあるわけでございます。通達等はその法令を実施するための細目について指示したものでございまして、内容的には一致するといふふうに考えております。

○平石委員 優先効については、その勅令を実施するに於いての陸軍大臣の通達なんだ、こういうお話、そのとおりだと思つておる。この陸軍大臣の通達「戦時衛生勤務ニ服スル日本赤十字社救護員ノ取扱ニ関スル件」昭和十四年七月十七日陸軍大臣ノ取次ニ付シテ、これによりまして「戦時衛生勤務ニ服スル日本赤十字社救護員ノ取扱ニ関スル件」如ク定ム」ということで、第二條に「救護員ノ始メテ陸軍部隊ノ指揮下ニ入りタルキ当該部隊長ハ之ヲシテ宣誓セシムルモノトシ但シ特別ノ事情アルトキハ陸軍大臣ノ指定スル者ヲシテ宣誓ノ式ヲ行ハシムルコトヲ得」それから第三條に「前條ノ規定ニ依リ宣誓シタル救護員ハ其ノ時ヨリ陸軍ノ指揮下ヲ離ルル時迄之ヲ軍属トス」こうなつておる。これはいま読み上げたように主題にある、いわゆる救護員の取り扱いに関する件という通達なんです。そして、いま答弁の中で、目的は一緒だ、こうおっしゃいましたが、この勅令の中には「兵二準ス」とあるわけですか。だから兵に準ずる者が軍属としての位置づけをせられたというのとは通達によつてなされておるわけですか。

だから「兵二準ス」というこの法律に相当すべき勅令は、やはり身分においても、あるいは待遇においても兵に準ずるのだ。昔は、先ほど旧憲法で言いましたように、あるいは兵役法から来ますように、女子の兵隊はなかつた。女子の兵隊がなから、「兵二準ス」とこうなつておるわけですか。だから、実質はもう兵隊と一緒にして、陸軍の中に衛生兵という兵隊がおります。この衛生兵は

負傷せられた傷兵の救護、看護に当たるのを任務とした。それと同じように看護婦さんたちが衛生業務に携わったということは、これは実質において女性兵士としての取り扱いです。ただ形式的には、あくまでも兵というものは女子にはなかつたから「兵二準ス」とこうなっておる。それを軍属と、通達によって「取扱二關スル件」で、なされておる。そういう意味で私は、これは根拠は非常に薄弱だと思つておる。

だから、あくまでも軍属としての、戦傷病者の方では援護法で処遇がなされるのですから、それはいいとして、いま大臣が、傷害を受けられた、あるいは死亡せられた者に限つてとおっしゃつた。そうしますと、厚生省は戦傷病者の援護法によつて、この従軍看護婦が現地において公務で戦つた、このことは評価をしておるわけですね。法律の上で評価をおる。具体的に評価をしておるわけですから、これに限定をしておるわけですね。死んだ者と、これに限定しておるわけですね。死んだ者が、負傷されようが差異はない。そうしますと、生きて無事に帰られた、いわゆる無傷で帰られたという方の評価を行政的に行わない理由を言つて下さい。

○河野(善)政府委員 先生が先ほどお話しのとおり、日赤の従軍看護婦につきましては、戦争中、国との特別なそういう使用関係がありましたので、國は使用者責任の観点から、援護法によつて処遇しておるわけでございます。いまの援護法の体系におきましては、そういう戦争中、戦時衛生勤務につかれて大変功績があつたわけでございますが、そういう方々についての処遇の制度は現在ないわけでございます。厚生省といたしましては、傷つかれた人、不幸に亡くなられた人について軍人と同じように軍属として処遇しておるわけでございます。

この評価はどうですかということですが、いま私、ちょっと大臣にお聞きいたします。この「兵二準ス」ということと軍属との関係。それと、いま局長がおっしゃつたように、いわゆる援護法の関係では、負傷者ないしはそういう方に限つておる、この評価ですね。「兵二準ス」ということと、それから生きておる方が死のうがどうしようが、看護婦さんが戦地において公務で働いた、この評価は、私生きておつても死んでおつても一緒だと思つておる。そのことの見解について、大臣の答えをいただきたい。

○小沢(國)務大臣 援護法の精神というのは、基本的には國との一定の使用関係、それから特別権力関係にある方々をまず基本にしておるわけでございます。それから戦傷病者として遺族としての恩給法の処遇、それから戦傷病者としての傷殘軍人としての処遇というものがございまして、これは國家補償の観点からやつておるわけでございます。これは國家補償の観点からやつておるわけでございます。これは國家補償の観点からやつておるわけでございます。これは國家補償の観点からやつておるわけでございます。

○平石(委)員 ないわけではというの、それは法律のたてまえからはそうです。法律の評価を、生きておる者と死んでおる者と差異はないんだ。

○平石(委)員 ないわけではというの、それは法律のたてまえからはそうです。法律の評価を、生きておる者と死んでおる者と差異はないんだ。

ますけれども、身分は軍属だと言つておるものから、生きて帰られた方には恩給法の適用はない、こうやつておるわけですね。

そこで矛盾が出てくるわけでございますので、私も援護法は、やはり戦傷という事実あるいは戦没という非常に高度の犠牲というものを考へて、これを軍属に對しても、あるいは進軍軍属に對しても適用を申し上げて、恩給ではどうにもならぬものを、私どもは非常に重い戦没と戦傷という事実に着目して援護法では特に進軍軍属、軍属までを援護の対象にして、こういうこと

○平石(委)員 いまの大臣の答えは、もう従来の

政府の答えそのものなんです。いま問題点については大臣、指摘ございました。やはり陸軍大臣の定むるところによつて、ここにもございませぬが、陸密第一〇三号 救護班派遣ノ件連 陸軍大臣東條英機昭和七年四月四日 日本赤十字社社長公爵徳川閑順殿 南方軍及臺灣軍ニ於ケル衛生勤務補助ノ為別紙要領ニ依リ其社ヨリ救護班ヲ派遣スヘシ 云々 陸軍大臣命令によつて日赤社長は召集をした。そしてここにも、先ほど大臣がおっしゃいましたが赤紙があります。この赤紙は、これに基づいて日赤社長が「戦時召集状」

だから私は、こういう事実にして、いま法的にずつと御説明を申し上げ、大臣の理解を深めていただいたように、こういう赤紙召集というのは他にはありません。國家總動員法に基づく戦争の協力者もおります。こういった方々の軍属さんは、すべていわゆる徴用という形式で徴用されたわけです。こういうように戦時召集状という形の赤紙を出されたのは、いまここに兵役法による兵隊、そして日赤社令によるところの看護婦、これ以外にはないのです。そして、局長に要望をしておきました。陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ」という、この定むるところによる陸軍省令、その定むるところによつて陸軍大臣は日赤社長を指揮監督しておるのです。その定むるところが、私の調査で、私もまだそこをよつて見つけておりませぬ。だから、いま局長は、ここに持つていないとおっしゃるのだから、後で出していただくように私は要望をいたしました。そういう一つの法的な経過があるし、経路があるので、そして、事実としてこういうことが発行せられておる。だから、私はこれを見たときに、法的にも、事実の上からいっても、いま大臣が答えがあつたように、これは「兵二準ス」ということは、身分も準

○平石(委)員 ないわけではというの、それは法律のたてまえからはそうです。法律の評価を、生きておる者と死んでおる者と差異はないんだ。



ずれば処遇も進ずるんだということになると私は思うのですよ。

大臣のいまの答えは、政府答弁と同じように、身分については軍属でありまして、そして処遇については云々と、こう言われる。私は、この召集形式においてそうであるし、それから召集をされてから以降の看護婦さんの取り扱いについては陸軍大臣の通達を見ましても「戦時事務二階シ陸軍統轄下ニ在リテ衛生勤務ヲ補助スル其社救護員ハ宣誓若ハ詔法ノ式ヲ履行シ軍属トシテ陸軍刑法及陸軍懲罰令ノ適用ヲ受クルモノトス。」だから、陸軍刑法、陸軍懲罰令が適用されるということとは特別の身分を持つておるからだ。一般刑法の適用はないのですから特別の身分を持つておる。その特別の身分の根拠は、社令の十条に「兵に準ス」というところから出てきておるんだ。私はこう理解が可能だと思つておる。そして社令の第十一条には「陸海軍ノ戦時衛生勤務ニ服スル日本赤十字社救護員ノ給与ハ陸軍大臣海軍大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ官給スルコトヲ得」ということになっている。だから、給与も陸軍と同じように官給いたしました。陸軍刑法、懲罰令も陸軍と同じように適用いたします。そして召集については同じく戦時召集状をもって、赤紙召集でもって召集いたします。すべてが兵隊と一緒にやらないですか。だから、これの根拠はどこから来ているかというところから、勅令第十条の「兵二準ス」というところから出てきておるのです。これを軍属と言つておるが、これは形式的に陸軍通達によつてなされておるが、やはり先ほど申し上げたように勅令と通達とは優先効が違ふ。あくまでも勅令が優先するんだというところの理屈は私は十分可能だと思つておる。そこをちゅうちよする必要はない。だから私は、大臣も「兵二準ス」ということを、身分として処遇においてもそうなんだと、ひとつ決断してください。

○小沢内務大臣 平石先生はどうも私が従来と同じで、ちつとも前進をしていないとおっしゃいましたが、私は、最後に申し上げたのは相対前進した考え方で申し上げているつもりなんです。

ただ要するに、一番いま総理府なりあるいはわれわれの方で、この問題について長くかかっておりますのは、総務長官もおっしゃつておるように、私も前から予算委員会でも、ここでも申し上げておるうちに、気持ちの上では何とかしたいなと思つておられますけれども、一番の支障は、軍属、準軍属の一般の方数百万に、これをどうやって及ばないような線を引きつ、この従軍看護婦さんだけの取り扱いをするかというところに苦勞しているんだらうと思つておる。私は、従来ともそうだと思つておる。

そこで、先ほど申し上げたのは私の所見ですけれども、これは総理府とよく相談してみないといけません。日赤社令によつて召集、応召、それに應ずる、その行為が、しかも、その後、社令に基づいた身分関係が、陸海軍大臣の要請によりつて応召された方が特別権力関係に立つと解釈できるかどうかポイントだらうと思つておる。むしろ、身分処遇を兵に準ずるといふことをおっしゃいましたが、恐らく、これはいままでのいふる挙げられましたものから見ますと、身分は軍属、待遇、処遇については兵に準ずるといふことであつて、処遇について兵に準ずるといふ文言だけから、これを兵隊と同じ特別権力関係に置くという解釈は、これだけでは私は無理だらうと思つておる。したがつて、どうしても救済の道としては赤十字社令というものの法的な性格。それに基づいて行われた召集。それに応じた応召。そして現実には戦地において同じような勤務に付いた。この関係を、国家による特別権力関係にその人が立つたといふのが分かれ目だと思つておる。で、この点を検討させていただきたいと思つておる。相対前進に申し上げておるつもりなんです。

○平石委員 いま大臣が前向きに検討ということをおっしゃいましたので、一応ここで、この問題はなおありますが、なお、恩給法が四十一年に一部改正がなされました。さらに国家公務員共済あるいは

は地方公務員共済、長期給付に関する施行法その他でございます。これには旧従軍看護婦が戦地において戦時衛生勤務に服した期間というものが算入をされてきたわけです。この算入されてきたことについて、ちよつと恩給局へお聞きいたします。

○手塚説明員 ただいま先生が挙げられました例の場合には、十四年ですと本来文官として十一年足りないわけでございますが、その場合に、各期間として、戦時衛生勤務に服した期間を特別に評価してそれを加えて見るということと資格を与えておられます。

○平石委員 今度大蔵省へお聞きいたします。看護婦として従軍、在職年が五年、あと国家公務員共済組合員としての期間が在職十五年、通算いたしました。在職二十年、これは年金の適用になりますか。

○山崎説明員 年金の適用になります。

○平石委員 いまのケースで従軍看護婦として従軍、実在五年と、それから地方公務員共済組合員としての期間、在職十五年、適用になりますか。

○桑名説明員 日本赤十字社の救護員で戦後、地方公務員になりました者のうち、いまお話をございました。旧陸海軍の将校、下士官に相当する職に定められている人につきましては、恩給公務員として恩給公務員期間と同様に通算する措置をとつておるわけでございます。その期間が兵の階級に相当する看護婦等につきましても、共済制度上は、いわゆる資格期間という期間でございます。いま御質問のございました看護婦の期間が将校相当でございますと二十年の普通在職年の額の計算の基礎になります。兵の階級に相当する者でございますと、資格期間として足して二十年でございます。年金額は発生いたしますけれども、年額の基礎には、そういう公務員となつた十五年が基礎と

なつて計算することになっております。

○平石委員 いずれにしろ、そういう形で戦地衛生勤務に服した期間が認められたということですね、行政的に。

大蔵省にお聞きをいたします。

○山崎説明員 陸海軍看護婦さんにつきましては、当時任官者につきましては恩給法の適用がされておりました。また、雇用人につきましても旧共済組合令の適用を受けておつたわけでございます。その場合、陸海軍の女子たる組合員につきましては退職年金制度の適用がございませんでした。それで、当時は保険システムになつておるわけでございます。掛金も相当低率にございまして、このことは、女子たる組合員につきましては長期在職者という方が少なかった。したがつて掛金も少なく、退職年金の適用を受けていないというのが実情でございます。現実には、どれだけ年金の適用者がいるかというの、ちよつと私どもの手元に資料がございません。

○平石委員 いわゆる国家公務員共済組合として適用の、こういった従軍看護婦を含めた処遇の給付額、これをひとつお示し願ひたい。

○山崎説明員 給付額それ自身は、いまも申し上げましたように対象人員もわかりませんので、給付額自体もわかりません。

○平石委員 私のとつた資料によりますと、四十六年が五百七十三億円。これはすべての、いま言

九

つた旧共済令による看護婦を含めた全員の額。それはわかるのでしよう。その金額が、もう時間がなから私申し上げます、五十一年度で二千五百九十三億円。間違いないですね。その二千五百九十三億円の中で、いわゆる看護婦さんたちのその当時の戦時衛生勤務に服したものを繰り込んだ、これは国家補償、いわゆる昔の恩給法によるところの整理資源として国庫から入っておるわけですね。共済組合という法律は、戦後、掛金をかけてやるのです。ところが、それに引き継いだから、国庫から、その整理原資として五十一年度において二百六十五億円、出ております。地方公務員の場合、どのくらいおいて、どうか。ひとつまた御返事を願いたい。

○桑名説明員 この制度ができましたのが昭和四十一年の十月でございますか、その当時の調査によりまして、従軍看護婦であられた方で召集解除後、地方公共団体に勤務した方が、都道府県の職員になられた方が二十六人でございます。それから市町村の職員になられた方が九十一人、計百十七人おられるわけでございますが、この方々のうち二人が婦長の職にあられた方でございますので、いわゆる恩給公務員期間として額の計算の実期間に算入されているわけでございます。そのほかの方々については、先ほど申し上げましたいわゆる資格期間として、共済年金の受給権の発生の基礎になっている期間に算入されている方々でございます。

○平石委員 いま御答弁がございましたように、それぞれ国家公務員、地方公務員になられた方は戦時衛生勤務に服した期間を、いまおっしゃったように日赤の看護婦さんもこれに入っておるわけですが、それを国家公務員共済あるいは地方公務員共済に認めた。あるいは恩給法の一部改正によって婦長以上は認めたとすることは、その根拠は何か。ひとつ恩給局の方に恩給についてお答え願いたい。

○手塚説明員 この点は、過去、制定のときの経緯、必ずしもつまびらかではございませんが、私

考えますに、やはり本日先生がいろいろ議論なさったような点を考慮して、恩給公務員の資格期間として年数に足りないような方を救うための一つの方策として、そういう通算措置をとられたものというふうに理解しております。

○平石委員 自治省、どうですか。自治省はなぜそれを加えたか。戦時衛生勤務の看護婦さん、その期間だけをなぜ加えたか。

○桑名説明員 日赤の従軍看護婦の期間について、恩給法上の取り扱いが恩給公務員期間に算入されたことに伴いまして、恩給法の適用を受けた方々については共済制度上は過去の期間を全部通算する措置を取り扱っておりますこととの均衡上、そういう方々については通算をする道を開いたわけでございます。ただ、恩給法上、恩給公務員の期間に算入しなかつた、いわゆる兵の階級にあられる看護婦さんの方々については恩給法の適用がないわけでございますので、共済組合制度上、過去の期間を算入するわけにはまいりませんので、恩給公務員との均衡上、資格期間として、その期間を加えることによって年金権を発生させる、その資格期間として取り扱ったわけでございます。

○平石委員 ただいま恩給局と自治省にお答えいただきましたが、この四十一年七月八日政令第二百四十五号、これは恩給法改正に基づくものですが、この政令の第一条において、恩給公務員に相当する救護員として定められている者は、日本赤十字社令、明治三十四年勅令第二百二十三号によって規定されている理事員、医員、調剤員、看護婦監督、書記、調剤員補、看護婦長及び看護婦長となつてゐる。しかし、同社令による救護員としては、そのほかにも看護婦及び看護婦が挙げられているが、これは恩給法上の公務員に相当する者から除かれている。だから恩給公務員としては婦長以上が当然そういう形になった。それから共済組合の関係においては、やはり看護婦が共済組合員として資格期間として、いま御答弁になったように入ったわけでは、資格期間として入った根拠は

何なのかと先ほど私がお尋ねをしたのですが、これは日本赤十字社令に基づいて、こうなつておる。日本赤十字社令に基づいて、いわゆる十条の兵に準ずるといふ規定から、日赤看護婦、皆さんから言われたように、いわゆる民間ですよ。公務員じゃないのです。民間人であるが、ただし日赤の社長あの命令によって出ていった、さらに陸軍大臣の命令に服した。そして、十条の兵に準ずるといふことから、身分は軍属でございますとおっしゃいますけれども、兵に準ずるといふところから、それぞれ恩給法の上に、共済組合法の上に空期間として入ってきたのです。恩給法ではお金が出たおきです。

だから、空期間としてでも認めたとということ、資格期間として認めたことは身分があるということですよ。だから、その身分があるのであるなら、公務員になつた者だけは、その公務員でなかつた期間を引き継ぎますけれども、公務員にならなかつた者は何の手当でもできません。法制上もできません。私はこれでは片手落ちじゃないかと思つたのです。だから、そういうように公務員でなかつた、いわば恩給公務員でもなければ共済組合員でもなかつた期間の戦時衛生勤務の期間を、後で身分を取得した、保有した公務員には、ずっと継ぎ足してやっておく。これを認めておるのであるから、この認める期間は、国民年金に入つておられる、あるいは厚生年金に入つて民間で活動しておられる看護婦さんについても、同じくその期間を私は資格期間として認めるべきじゃないか、これは第三の提案です。恩給法の壁が厚いというのであるなら、一歩下がって、そういう形でも処遇が可能ではないかと私は思つたのです。そういうことで、ひとつ御答弁をいただきたい。

○小沢國務大臣 恩給法や旧令共済組合法等に通算を認めておるからといって、会社が主体になつております厚生年金をすく通算をしろというのには、ちよつと無理じゃないかと思つたのです。これは旧国民年金法、当時全然ございませんし、これは旧

令共済の通算に期間を認めたり、あるいは地方公務員でもそうですが、あるいは恩給法でも認めているというのには、やはり勤務の態様がそういう長期にわたつて公務に従事したということをとらまえてやっておるわけですから、会社が適用事業所になつてゐる厚生年金にこれを通算しろというのは少し無理じゃないかと思つたのです。これは全然性格が違いますから、その点はひとつ、いまここで私がどうも余り軽々に検討するとか、そういうようなことは、ちよつとできないんじゃないかと思つたのです。

○平石委員 もう時間がなくなりました。そこで、いま大臣がおっしゃつたが、いずれにしろ稲村長官は過日の予算分科会についての質問の中で答弁がなされております。その答弁は、非常に前向きに検討をさせていただいて、今国会中に、今会期中に、実施の時期はともかくとして何らかの方向を見出したい、こういう答弁がなされておるわけでは、そのように非常に前向きに進んでおるわけでは、いま、事務当局あるいは大臣の御答弁をお聞きしたわけでも、非常にガッドがかたいた。だから私は、各党が一致したこの問題について、もっと積極的に稲村長官の御答弁を生かす形において、厚生省そして大蔵省あるいは自治省、そういったそれぞれの関連において空期間が認められておるのだから、協議を願つて方針を打ち立てていただきたい。これは政府部内において、國務大臣として厚生大臣ひとつ、きょうは稲村長官見えていませぬから稲村長官に言うわけにいけません、そういう御答弁を受けて政府部内でも協議をし、第三の道なら第三の道考えていただきたいことを要望して、終わらしていただきます。

○木野委員長 次に、工藤見君。

○工藤(見)委員(新自) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の質疑に關連いたしまして、本日は援護行政について幾つかの質問をさせていただきます。まず最初に、遺族年金等の四回払いが今度行わ

ます最初に、遺族年金等の四回払いが今度行わ

れてくるというふうに聞いておりますけれども、受給者の方からすれば、暮れに、ぜひそれをお願いしたいような御要望が強いように承っておりますけれども、それについて何か御配慮なさっておりますかどうか承りたいと思います。

○河野(義)政府委員 御指摘のように遺族年金等につきましては、従来から年二回払いで支給されておりましたけれども、近年、年金額が大幅に増額されて、遺族の生計に占める年金の役割りが非常に大きくなりました。そこで今回、恩給や他の公的年金と同様に四回払いをすることにいたしましたわけでございます。毎年一月、四月、七月、十月を支払い期とする予定でございますが、御指摘のようにやはり受給者からしますと、正月を迎える暮れに年金が欲しいということはもう十分理解できるわけでございます。そこで、従来から四回払いでございました障害年金も含めまして、恩給と同じように、いわゆる暮れ払いができるようにしたいというふうに考えております。その場合に、受給者の請求があるときには前年の十二月においても支払うことができるようにいたしまして、受給者の便宜を図っていきたい、かように考えておるわけでございます。

○工藤(晃)委員(新自) それはいつごろから行われるかということが一つと、それから、それをできるだけ多くの方々に通告をするというか、知ってもらおう手段、方法については、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○河野(義)政府委員 実施の時期でございますが、五十四年の一月払いから適用するという予定でございますので、したがって五十三年の十二月から、受給者が請求されれば十二月払いができる、こういう態勢でございます。しかし、これは請求があった場合にその特例を認めるわけでございますので、十分この制度の趣旨を周知徹底しまして、そういう希望される方がこの制度を活用されるようにPRしていきたい、かように考えております。

○工藤(晃)委員(新自) ぜひ多くの方々に熟知し

ていただけるように御努力をいただきたい、かように考えて、この問題を終わります。

次に、トロトラストの問題について幾つかの質問をさせていただきたい、かように思います。

これはドイツで開発されました二酸化トリウム、ゾル、溶液でございます。血管や肝臓、脾臓のエックス線の血管造影剤に好んで使われた造影剤でございますが、この後遺症が問題になって、一時大変問題を提起した問題だろと思っております。このトロトラストの顆粒の凝集化というものと、それからトリウムの出す放射能という二つの問題が結局、後遺症の原因だというふうに言われておりますけれども、それについて、まずこれがどのようなところに、どのような後遺症をもたらすかについては、いろいろ研究もされておられるわけでございます。たとえば肝臓とか造血器あるいはリンパ組織、こういうところへ好んで影響するという、こういうふうなことも言われております。あるいは肝線維症、肝腫瘍、白血病、再生不良性貧血あるいはがん、こういうふうな発がん性を持っているというふうな、こういうところから大きな問題が提起されたと思っております。このような問題について厚生省としては、現在どのような検査を実施されているのか。あるいは、その進捗状態はどのような状態であるかについて概略を御説明いただきたい、かように思います。

○河野(義)政府委員 このトロトラストにつきましては、いま先生からお話ございましたように戦争中、戦傷の診断に際しまして、血管造影剤として使われたわけでございます。それが肝臓その他の臓器に沈着しまして放射線を出しておる、こういうことでございますが、これにつきましましては五十一年度に専門家の医者さんからなる調査班をつくりまして、いわゆる予備調査をいたしました。今後のこれらのトロトラストを注入された方の検査はどういうふうにするかというふうなことを研究していただまして、その予備調査の結果に基づきまして五十二年度、五十三年度、二年度にわたりますしてトロトラストの注入された

戦傷病者につきまして検査を実施いたしておるわけでございます。五十二年度におきまして、ほぼその半数を調査したい、こういうことで現在鋭意進めておるところでございます。五十三年度に終わりたい、こういうことでございます。

○工藤(晃)委員(新自) そうすると、いま政府が調査されているのは旧軍人軍属を対象に調査をされておられることと、その約半数とおっしゃいましたけれども、調査対象は大体どれぐらいの数でございますか。

○河野(義)政府委員 先ほどトロトラストを注入された方と申しましたが、戦傷病者全員、いわゆる戦傷病者手帳を持っておられる方全員に、これを活用するというふうに考えておられて、戦傷病者手帳を持っておられる方が約十五万ございまして、もちろん調査の対象になりましたけれども、それ以外にも御自分では自覚症状がない、いわゆる潜在された患者さんも、あるいは検査すればたくさんいらっしゃるのじゃないかという気がいたしますけれども、日本で、こういう造影剤が大体どれくらい、その時期に使用されたのか。その使用された本数というか対象者は大体どれくらいあったのかということ概略つかんでいらっしゃるようでしたら、お教え願いたいと思っております。

○河野(義)政府委員 トロトラストの注入がどのくらい使われたか、はっきりした資料はございませんが、二万ないし三万とも言われております。五十三年度でこういう調査をなさる。二万あるいは三万という数が、その数字そのものを信憑性があると仮定しまして、大体その調査対象の中で確実にそういうものが使用されたのだというふうな発見できる数は大体何%ぐらいになるのか、お教え願いたいと思っております。

○河野(義)政府委員 戦傷病者手帳を所持される戦傷病者全員に呼びかけるわけでございますが、明らかにこのトロトラストを注入されてない方もあるわけでありまして、この中から、これに

じられる方が出てくるわけでございます。その結果、検査をやりまして、どの程度注入された人があるかという点につきましては、現在検査の実施中でございます。はっきりしたことは申し上げかねますけれども、従前の予備調査なども考慮いたしまして私どもの予測では一%前後であるのではなからうかというふうに推定しております。

○工藤(晃)委員(新自) そうしますと、要するに発見率はその程度であろうという予測からいいますと、対象者が千五百人ですか、それぐらいが全体対象者になってまいるということと解釈してよろしいでしょうか。

○河野(義)政府委員 検査をいたしまして明らかにトロトラストが注入されて沈着している方が一%といたしますと、千五百人ぐらいではなからうか、こういうふうに推測しておるわけでございます。

○工藤(晃)委員(新自) その中で、現実にも、そういう発見者の中から、これは確かに障害がある、正常な状態ではない、こういうふうな認定できるような状態の人は大体何人くらいいらっしゃいますか。

○河野(義)政府委員 まだ検査を続行しております。むずかしいケースにつきましては判定委員会を判定してもらって、そういう作業中でございます。個々のケースにつきまして、この人はどういふ障害があるかというふうなことは、まだはっきり全国的につかんでおりませんが、まだはっきり全国的につかんでおりませんが、トロトラスト注入者で現に医療が必要なものにつきましては、公務上の傷病としまして戦傷病者特別保護法に基づきまして必要な療養の給付をすることになっております。また、傷病恩給等の適用につきましても、トロトラストによる障害があらまれば、障害年金等について配慮するような仕組みになっております。現実には検査の結果まだ具体的な状況が把握されておられないので、具体的な申し上げかねますけれども、制度としては、そのような処遇、配慮することになっております。

○工藤(晃)委員(新自) もちろん、これは検査の

やり方あるいは熱意の持ち方、そういうことで数字はずいぶん変わってまいらうと思えますけれども、現在は主にどういふところを拠点にして検査をなさっているのか。あるいは、もちろんこれは知らなければ受診をしないでしょうから、やはりそういうことに対して、どのようなPRをなさっているのか。そういう点について現況をお知らせ願いたいと思えます。

○河野(善)政府委員 この検診の呼びかけにつきましては、日本傷痍軍人会、日傷と申しますが、その団体を通して十分PRをいたしております。また、県におきましては戦傷病者カードがございますので、個々の戦傷病者につきまして呼びかけを行うようにしておるわけでありませう。また、その検診を担当する医療機関は、国立病院とか公立病院二、三方所にお願いでやっておるわけでありまして、こういった人たちの取り扱いについては、慎重に、かつ親切にやってくというように特に指示しておるわけでございます。

○工藤(晃)委員(新自) この問題ばかりにかかっておれませんが、民間の方で、たとえば、いま対象になさっている以外の民間に流れた分の推定は、何か御調査その他でございますか。

○河野(善)政府委員 いま民間についての状況は、私も把握いたしておりません。先ほど申しましたようにトロトラストを受けられた戦傷病者については、できるだけ漏れなく検診をして、自後の管理が十分できるようにということと現在やっておる状況でございます。

○工藤(晃)委員(新自) もちろん、これは輸入された薬品ですから、軍隊だけに使用されたものとは思えない。あるいはまた、それを特別調査することも困難でしょうから、各病院で、他の疾患のために来られて検査したところが、そういうものが出てきたというところ、これは発見の段階においてはあると思うのです。それも、できるだけ国立病院を中心に、もしそういう者がいたら報告をしてもらいたい、こういうふうな通達でもお出しになっておられますと、そういうことについて

の留意がなされるのではないかと。あるいはまた、新しい何かの発見ができるように思いますが、そういう点についての御配慮をさせていただけるかどうか、お尋ねしておきたいと思えます。

○河野(善)政府委員 そういったことにつきましては、関係の局と十分連絡をとっていききたい、かように考えております。

○工藤(晃)委員(新自) じゃ、この問題はこれぐらいにしまして、せっかく調査をなさっておられるのですから、十分その調査を完全にしていただいた上で、ぜひそれに対する援護処置あるいは医療の給付その他についても十分御配慮をいたしたい、これを最後にお願いしておきます。

それから次に、簡単にお願いしたいのですが、沖繩の墓園の開所というのですか、これがもうそろそろ予定されているというように承っておりますが、これの建設状況と、それに伴う沖繩における遺骨の収集状況、これを簡単に答えたい、かように思っています。

○河野(善)政府委員 沖繩の戦没者の墓園の建設につきましては、今年度と五十三年度の二年計画で進めておるわけでございます。建設する場所は承満市の摩文仁の平和記念公園の一面で、現在工事に着手しております。第一期工事としては、整地、納骨堂の基礎工事をいたしまして、五十三年度に完成するというところでございます。完成はこの秋を予定しております。その際、全国の関係遺族を集めまして、慰霊祭というようなことをいま考えておるわけでございます。

は機械力を使わなければ危険あるいは困難があるわけでございますので、それにつきましては国が直接実施する。それから山野にありまます遺骨の収集につきましては、従来どおり県に委託して遺骨の収集を進めていききたい、かように考えておるわけでございます。

○工藤(晃)委員(新自) この際、できるだけそういう未回収の遺骨収集事業を積極的に推進していただきたい、これをお願いいたしておきます。

四つ目に、引き揚げ者に対する援護処置の現状を簡単に御説明いたしたいと思えます。

○河野(善)政府委員 引き揚げ者の援護につきましては、まず緊急援護につきまして、万全を期する必要があるわけでございます。それからさらに、中期的に見まして、早く日本の社会に適應していただくというところでございますが、これにつきましては既存のいろいろな制度があるわけでございます。そこで、既存の制度を活用いたしまして、労働省とか、あるいは文部省とか関係各省が緊密な協力をいたしまして推進していかねばならない、かように考えておりました。従来以上に努力をしていききたい、かように考えております。

○工藤(晃)委員(新自) 具体的に、引き揚げた後、その方々のめんどうをどのような形で、どれぐらの期間、見ていらっしゃるのか。あるいは、その後、その方々が日本の環境にどのようななじみ方をしているのか。あるいはまた、そういうことで大変困つていらっしゃる方が現在いらっしゃるのか。あるいはうまく社会環境になじんで生活をされているのか。そこら辺の事情を簡単に答えたい、かように思っています。

適用とか、あるいは就労につきまして、やはり日本語の習得というの一番重要なこととございませうので、日本語の習得のために生業補助も配慮していくとか、あるいは職業訓練、就職等につきまして労働関係機関と緊密な連絡をとっていかうとか、あるいは子弟の教育につきましては文部省の関係でございませうが、学校の指定とか、あるいは必要な教材の支給とか、そういったこと。また住宅の問題につきましては、地方公共団体と緊密な連絡をとりまして公営住宅について配慮する。そういったことを中期的、総合的に進めていきたい、かように考えております。

それから、すでに引き揚げられた方についての状況につきましては、全体としては把握しておりますが、いろいろ個々にうまくいっているケースもございませう、非常に苦勞されている方もございませう、今後、すでに引き揚げられた方々についての実態調査をいたしまして、今後の援護行政の参考にしていきたい、かように考えております。

○工藤(晃)委員(新自) その実態調査はどのような方法で、いつからなされて、結果がいつごろ出るのか、お教え願いたいと思っています。

○河野(善)政府委員 引き揚げられた方々のその後の状況の把握につきましては、まずどういふ調査、どういふ内容にするか、まだ固まっております。早急にそういった調査の内容それから調査の方法、そういったことを固めまして、五十三年度中にまとめた、こういう気持ちでおるわけでございます。

を、実情もわからない、言葉も十分でない方々に、私の聞くところによると一年半ぐらいで打ち切られているようですけれども、こういう期間だけじゃなくて、長期に及んでそういうことのアフターケアを十分やっていくような政策を、今後ぜひお考えいただきたい、かように私は切望しておきます。その調査と同時に、そういうものに対する具体的対策を十分立てていただきたい、かようにお願いしておきます。

大臣、時間が参りましたので、最後にお願ひしておきますが、こういう、たゞいま質問をいたしましたものを含めて援護行政を今後どのように進められようとしているのか、できるだけ的確に具体的に、許された時間お答えをいただきたい、かように思つて御質問を申し上げます。

○小沢國務大臣 まず、戦傷病者及び戦没者等の援護につきましても、老齢化の進行等がございまして、年金の給付の改善等、国家補償の精神に基づきまして一層の努力をいたしたいと思います。それから第二に、遺骨収集活動あるいは慰霊の事業等につきましても、戦没者の方々の心情をくみましても、できるだけ今後とも努力をまいらうと思ひます。

なお、引き揚げ者の援護の問題につきまして、確かに先生おっしゃるようにより一時的に流れてはいけませんので、この実態調査等踏まえまして今後とも心を配つていきたい、かように考えております。

要は援護行政というものは、戦争の犠牲性によっていろいろあらわれてくる方々の援護でございます。私どもは戦後三十年を経た今日ではあります、なお十分考慮して、民族の悠久に続きまして生存のためにも、しっかりと考えた方善処していかねければならぬと考えております。

○工藤(免)委員(新自) 大臣のお答えの中でも、特に引き揚げ者に対する援護を、きよは重点的に具体的にお願ひをしておきたいと思ひますが、この間も宮城県で一時帰国の方の大変悲惨な事故もあつたようでございます。もういふふうな援護

措置というのは、やはりケース・バイ・ケースに非常にきめの細かい対策が必然的に求められてまいらうと思ひますので、単にこういうアドバイザをつけているから大丈夫だろうとか、そういうふうな単に制度上の問題にとどまらず、できるだけ一人一人に対してケース・バイ・ケースの御配慮をして差し上げていただきたい。そうでないと、これも大変大きな戦争の犠牲者であらう、かように考えますので、そういう方々に対する御配慮を最後に十分具体的にお願ひをして、私の質問を終わらせていただきます。

○木野委員長 これにて本案についての質疑は終了いたしました。

○木野委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○木野委員長 この際、住栄作君、村山富市君、大橋敏雄君、和田耕作君、浦井洋君及び工藤晃君から、本案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

その趣旨の説明を聴取いたします。住栄作君。○住委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党、日本共産党・革新共同及び新自由クラブを代表いたしまして、本動議について御説明を申し上げます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案) 政府は、次の事項につき、格段の努力を払う

べきである。

一 第二次大戦末期における閣議決定に基づく国民義勇隊、国民義勇戦隊の組織、活動状況及び旧義勇兵役法、国民義勇戦隊員に対する陸軍刑法等の適用に関する法律の実施状況を明確にし、公平適切な措置をとり得るよう検討すること。

一 公共防空に関する警防団の組織、創設の経緯及び活動状況について明確にするとともに、公平適切な措置をとり得るよう検討すること。

一 満洲開拓青年義勇隊開拓団について更に当時の実状を明らかにするよう努めること。

一 戦地勤務に服した日赤従軍看護婦等の当時の実状にかんがみ、旧軍人、軍属に比し不利とならないよう必要な措置をとるよう検討すること。

一 国民の生活水準の向上等にもあつて、今後とも援護の水準を引き上げ、公平な援護措置が行われるよう努めること。

なお、戦没者遺族等の老齢化の現状にかんがみ、一層の優遇措置を講ずるとともに手続等の簡素化を図ること。

一 生存未帰還者の調査については、引き続き関係方面との連絡を密にし、調査及び帰還の推進に万全を期するとともに、中国からの引揚者及び一時帰国者の生活状況を調査し、援護対策の充実に努めること。

は住栄作君外五名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

○小沢國務大臣 たゞいま御決議になられました附帯決議につきまして、その御趣旨を尊重いたしましたして検討を重ね、努力いたす所存でございます。

○木野委員長 なお、たゞいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○木野委員長 次に、国民年金法等の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。厚生大臣小沢辰男君。

国民年金法等の一部を改正する法律案〔本号末尾に掲載〕

○小沢國務大臣 たゞいま議題となりました国民年金法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。所得保障の中心である年金制度を初め、児童、母子家庭、心身障害者に係る諸手当の制度については、従来より充実に努めてきたところであり、昨今の経済社会情勢にかんがみ、これらの制度について所要の改善を行い、高齢者を初め、

児童、母子家庭、心身障害者の福祉の向上を図る必要があります。

今回の改正案は、このような趣旨にかんがみ、福祉年金並びに児童扶養手当、特別児童扶養手当、福祉手当及び児童手当の額の引き上げ、厚生年金、船員保険及び拠出制国民年金の物価スライド実施時期の繰り上げその他の改正を行い、これらの制度の充実を図ろうとするものであります。以下、改正案の内容について、概略を御説明申し上げます。

まず、国民年金の改正について申し上げます。第一に、福祉年金の額につきましては、消費者物価上昇率を上回る一〇%の引き上げを行うこととし、昭和五十三年八月より老齢福祉年金を月額一万五千元から一万六千五百円に、障害福祉年金を一級障害者について月額二万二千五百円から二万四千八百円に、二級障害者については月額一万五千円から一万六千五百円に、母子福祉年金及び準母子福祉年金を月額一万九千五百円から二万二千五百円に、それぞれ引き上げることとしております。

第二に、拠出制国民年金の昭和五十三年度における物価スライドの実施時期を、昭和五十四年一月から昭和五十三年七月に繰り上げることとしております。

第三に、保険料の額につきましては、昭和五十四年四月から三千三百円に、昭和五十五年四月から三千六百五十円に、それぞれ引き上げることとしております。

第四に、いわゆる無年金者対策につきましては、過去に保険料を滞納している期間がある者について、昭和五十三年七月より二カ年間特例納付を実施することとし、その保険料については、四千元とすることとしております。

次に、厚生年金保険及び船員保険の年金部門の改正について申し上げます。第一に、スライドの実施時期の繰り上げにつきましては、十一月から六月に繰り上げることとしております。

第二に、在職老齢年金の改善として、最近の物

価等の動向に対応し、六十五歳以上の在職者に支給される老齢年金について、全額支給の対象を標準報酬月額十三万四千円以下の者にまで広げるとともに、六十歳以上六十五歳未満の在職者に支給される老齢年金についても、その支給対象を標準報酬月額十三万四千円までの者に拡大することとしております。

また、七十歳以後も引き続き在職している者の老齢年金の年金額を、七十歳の時点で改めて計算する措置を行うこととしております。

第三に、寡婦加算額をそれぞれ月額千円引き上げ、子供二人以上の寡婦の場合六千円、子供一人の寡婦の場合四千円、六十歳以上の寡婦の場合三千円とするなどとしております。

なお、在職老齢年金及び寡婦加算額の改善につきましては、昭和五十三年六月より実施することとしております。

次に、児童扶養手当等の額につきましては、福祉年金に準じて、本年八月から児童扶養手当の額につきましては、児童一人の場合月額一万九千五百円から二万二千五百円に、特別児童扶養手当の額につきましては、児童一人につき月額一万五千元から二万六千五百円に、重度障害児一人につき月額二万二千五百円から二万四千八百円に、福祉手当の額につきましては、月額五千五百円から六千二百五十円に、それぞれ引き上げることとしております。

次に、児童手当の改正につきましては、低所得者に対する児童手当の額を昭和五十三年十月より月額五千円から六千円に引き上げるほか、新たに児童の健全な育成及び資質の向上に資する施設をすることができるとしてあります。

最後に、資金の借り入れに制限のある特殊法人等について、当該法人が年金福祉事業団から住宅資金を借り入れることができるようにすることとしてあります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

○木野委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○木野委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、これを許します。湯川宏君。

○湯川委員 提案されました国民年金法等の改正並びにそれに関連した幾つかの問題につきまして御質疑を申し上げたいと思っております。まず、年金の問題というのは近時、非常に世上、議論されてきておるところでございますが、年金制度自体が八つの制度に分かれており、いろいろの問題につきまして、また日本の従来の例からいいますと、恩給とかあるいは厚生年金の一部等につきましては本格的な年金として国民に關連はございますが、国民年金につきましては経過的なものが中心でありますようなことから、本当に年金に關する実感としては、国民の中でまだ十分に習熟されていないというふうな感じがいたすのであります。

しかしながら、言うまでもなく厚生白書にも書いておられますように、高齢者社会の入り口に立つ社会保障について本格的に取り組んでいくという構えを示されておりますが、いよいよ高齢者社会、人によりましては日本においては超高齢者社会、西歐諸国においても例のないような超高齢者社会を迎えるのではないかと、いうふうなことを言われておるときに当たりまして、年金制度の持つ重要性というものは、本当に日本民族初めてその重要性にぶつかり、これに対して、どのように国民として対処するかということが大きな問題になっておると思っております。

こういう時期におきまして、小沢厚生大臣が例の医療保険の抜本的な改正ということにも取り組んでおられます。また、この年金制度の総合的な見直しといえますか、改善についても努力をしておられる。その他厚生行政全般につきましても大変な努力を示されておることにつきまして敬意を表

するのでございますが、大臣の従来の御経験等からいいますと、本当にこの問題の改正の中心になって御活躍される立場から、われわれも非常に期待を申し上げておるわけでございます。そこで大臣に、まず、年金制度の基本的なあり方というもののについて、どのようなお考えをお持ちか、総括的に御所見を伺いたいと思っております。

○小沢国務大臣 おっしゃる通りに高齢化社会を迎えまして、しかも、その高齢化の速度が非常に早い日本の国でございますので、所得保障の重要性が今後ますます高まってくると思っております。私どもは現在、年金制度基本構想懇談会というものをお願いをいたしましていろいろと御検討しております。

しかし、私として今後、年金制度のあり方について、どういふような面を検討していくかという二、三申し上げますと、まず第一には、老齡化社会の進展に伴いまして負担と給付の面で再検討をする必要があるのではないかと、いう点が第一でございます。

それから経過年金につきましては、五年、十年あるいは福祉年金等の経過年金につきましては、その性格等を十分再検討しまして、この改善の方向を、いかにあるべきかということを見出していきたい。

それから第三点は、何といたっても不公平感があるのではないか、各制度これをすべて一本に統合するということは年金の性格上適當ではないと思っております。できるだけ整理統合しまして、各制度間の整合性を考えながら不公平な制度を改革していきたい、かように考えておるところでございます。特に、もちろん近い将来ではありませんが、相当先のことを考えますと、支給開始年齢等については現在の制度を十分検討していかねばならぬのではないかと、いうふうに考えます。これは国民の負担あるいは税金等の問題も全部国民の負担でございますので、そういうような面から十分検討していかねばならぬなと考

えておるわけでございまして、いずれにしまし

ても各制度間の整合性を考えなければいけません  
が、将来は、やはり公平感に立った一体的な制度  
の確立ということが重要ではなからうかと考えて  
おります。

○湯川委員 ただいま大臣の基本的な取り組み方  
の姿勢をお伺いしたのでございますが、まことに  
そのような方法で精力的に取り組んでいただきた  
いと思うのでございます。

言うまでもなく日本の社会、特に戦後三十年間  
いろいろのいきさつがございましたけれども、戦  
後の十年間は、いわば混乱といえますが、立ち直  
るための大変な期間、三十年過ぎてから  
は十五年近くは高度成長であったということで、  
一國の国民生活あるいは経済社会としては、いわ  
ば異例な時期であったかと思えます。そこへ、言  
うまでもなくオイルショックなり国際通貨の問題  
等々、最近では従来と違った要素のものが組み合っ  
てきておりますが、こういう時点で初めて年金制  
度、特に国民の老後、一國の老後問題をどのよう  
に考えるかということを根本的に検討しなければ  
ならない、そういうタイミングにも、ちょうど合  
っているというふうに思うのでございます。

さような意味で従来の日本の社会の中で、特に  
老人の問題というのは必ずしも素直な形で、ある  
いは、かくあるべきであらうというふうな一般  
的な認識がやや混乱してきた。特に戦後の核家族  
化のことにしても、あるいは相続に關連しま  
した親に対する扶養の心構え、親に対する子供の  
考え方等についてもそうでございまして、また都市  
への人口集中等による、いろいろの摩擦等もあつ  
たために、こういう老年に対して老年自身が、ま  
た若い者から見て老年の方たちに、どのような生  
活をしていただくのが国民的に好ましいか。日本  
的ななそういう老人の生き方についての考え方の  
意味で、従来の例の小説、丹羽文雄じやござい  
ませんが、いやがらせの年齢とか、あるいは恍惚  
の人とか、いろいろ特異な形で老年が受けとめら  
れたことがございますが、本質の意味で、これか

らの人口の相当部分を占めてくる老年者が、どの  
ような生き方をするのが好ましいかという点の模  
索というものが本格的にされなければならぬとい  
う意味で、私は今回の取り組みでおられる年金  
制度の進め方というものが、日本の国民生活の持  
来の、また日本の国民経済社会の将来に非常に大  
きな影響を持つ大変な要素であるというふうな感  
じがいたします。さような意味におきましても、  
このことについての取り組み方に大臣を初めとし  
て、あらゆる日本の知能を動員して取り組んでい  
ただきたいと思うのでございます。

そこで、年金制度基本構想懇談会の中間報告等  
も私も拝見いたしました。非常に本格的な構えで  
取り組んでおられるということに敬意を表するの  
でありますが、先ほど、ちょっと触れました日本  
の高齢化のスピードの速さ、特に、それが稼働人  
口に対する比率から申しまして大変な重さになっ  
てくることは事実でございますが、給付費の総額  
の見通しというものが大変大きな要素になるわけ  
でございます。これにつきまして世紀の変わり目  
である昭和七十五年でございますか、昭和七十五  
年では、いろいろの年金を含めまして、どれくら  
いの額になるか、また昭和八十五年といえれば二〇  
一〇年でございますか、そのころにおいては、お  
おむねどれくらいのものになるのかという数字を  
お教え願いたいと思ひます。

○木暮政府委員 年金の給付費につきまして、  
ただいま先生おっしゃいましたように、人口の老  
齢化に伴いまして受給者は急増してまいります。  
それに伴いまして年金の給付費もふえてまいりま  
すのでございます。私も昭和五十一年度価格で推  
計をいたしましたのでございますが、昭和五十一年  
度におきましては四兆円でございますが、年金の給付  
費、それが世紀の変わり目の昭和七十五年には十  
六兆五千億くらいになるという見通しでございま  
す。なお、老齢化がピークに近づきます昭和八十  
五年におきましては二十三兆円になるというふう  
に見込んでおる次第でございます。

強でございますが、七十五年には九・七%を占め  
るのではないかと。さらに昭和八十五年には一三・  
二%程度のシェアになるのではないかとというふう  
に見通しておる次第でございます。

○湯川委員 こういう年金の将来のとらえ方と  
いうものを現在、努力しておられるわけござい  
ますが、今回提案されております諸事項につきま  
しては、学者等に言わせれば、いわば微調整をし  
ておられるんだという見方でありまして、私も、そ  
ういう基本的な抜本改正を前にして、言われるよ  
うな微調整というふうな形で進められざるを得な  
かった事情につきましても、よくわかるのでござ  
いしますが、これに關連しまして、二お尋ねを申  
上げたいと思ひます。

社会保険審議会等におきまして、一つは、いわ  
ゆるいまの経過の年金については低いではない  
か。今日のような高齢者にとつて厳しい社会情勢  
のもとにおいて、もちろん年金制度としては、こ  
ういうスタートして、その日もない時点であるか  
ら、いろいろの事情のあることはよくわかりま  
す。経過の年金につきましても、今回のような提案を  
されるにつかましても、厚生省としても、立案者とし  
ても大変な御苦勞を願つたことと思ひますけれど  
も、こういうふうなところでございまして、得なか  
つたというふうな御説明を伺いたいと思ひます。

○木暮政府委員 わが国の年金制度の年金水準で  
ございまして、厚生年金につきましても、制度の  
設計の基礎にございましてモデル年金はもちろ  
ん、現実支給されております年金額も、かなりの額  
になっておりました。国際的に比較しても遜色が  
ないということが言えようかと思ひます。その  
に、制度の足元後まだ日がたつておりませんので、  
制度自体が目指しております年金水準は厚生年  
金に大体匹敵するものでございまして、い  
ま先生御指摘の経過年金につきましても必ずしも  
十分ではないという指摘がなされておるわけござ  
いまして、

を来年度一萬六千五百円にするという御提案をし  
ておるわけでございますが、これにつきましても  
月額千円引き上げますのに満年度で六百億の財源  
が必要であるということで、財源の問題に大きな  
ウエートがあると同時に、日本の年金の場合には  
年数加算制というやり方をいたしてございまして、  
年金の掛金を掛け年数に応じて給付をするとい  
うことになっております。そこで、この福祉年金  
を初め経過年金を底上げしていく場合に、年数を  
多く掛けました年金の水準とのバランスの問題が  
出てくる。そういうことがございまして、ことし  
の法律改正といたしましては、福祉年金につきま  
しては一萬五千円を一萬六千五百円にする。その  
上の各拠出年金につきましても、これは法律の規  
定に従いまして物価にスライドをする。ただし、  
その実施期日につきましては、昨年度の国会の与  
野党の御意向を踏まえまして、昨年同様の繰り上  
げ措置を講じておるところでございます。

○湯川委員 次に、婦人の年金保障に關連した点  
でございますが、婦人に対しては国年等で任  
意加入の制度が設けられておられます。また、  
通算老齢年金に資格期間として算入する等々のこ  
とを御配慮になっておるわけでございますけれど  
も、これも社会保険審議会の御意見かと思ひま  
す。全般的に婦人に対する年金保障が弱過ぎるで  
はないかという点、特に遺族になつた場合  
の二分の一という点は、やはり世帯を経営してい  
く実態から申して、二人が一人になつたのだから  
半分ではないわというふうな考え方はいかにも実情  
に沿わない。したがって、過去におきましても七  
〇%にするという案の御検討がなされたように伺  
います。私もこの母子世帯についての対策が、  
福祉行政全般のバランスからいまして、どうし  
ても少し弱いんじゃないかというふうな実感がす  
るのであります。議論の中にも、特に若い、子供  
さんのない寡婦の場合には、まだいろいろの道が  
開けようかと思ひますが、高齢の寡婦とか、ある  
いは子供を抱えたいわば三十歳以上の寡婦等に  
つきましては、なかなかむずかしい状況であるわ

けです。したがって、母子世帯に対する施策は役所側としてもいろいろ進められておるところでございますが、やはり總体的に申して、この婦人に対する施策が弱いというふうな感じがするので、このことに対して、大臣の今後に対する姿勢といえますか、お考え方を承りたいと思えます。

○小沢国務大臣 わが国の年金制度の中で、いわゆる遺族年金の額二分の一の問題は、今後、年金制度を根本的に見直す際には一つの大きな問題点として私どもは検討していかねければならぬと思っております。これは当然おっしゃる通りに遺族年金の問題が二分の一であるという事は、他の先進国並みに相当の引き上げを要するだろうと考えておるわけでございますが、そのためには、やはり年金制度全般の検討の中で、いろいろ問題点を整理していかねければならぬと考えております。しかし、この遺族年金の額の引き上げについては重要な検討課題であるという事は私どもも十分認識しておるところでございます。前向きに今後、将来の課題として増額の方向で考えていかねければならぬと基本的には私は思っております。

○木暮政府委員 婦人の年金権の問題につきましては、私も取り組むべき重要課題の一つというふうに考えておるわけでございます。

いま御指摘の遺族年金の給付率の問題でございますが、ただいまは老齢年金の二分の一というところになっておるわけでございます。この改善ということを当然やらなければならぬわけでございますが、いろいろ関連する問題がございます。まして、当面昭和五十一年度の改正で、ただいま先生御指摘のございましたように子供のいる寡婦、そういう方々には寡婦加算をするということにいたしましたわけでございます。今度御提案申し上げております法案におきましても、その寡婦加算の増額をするということにいたしておるわけでございます。

それで、この問題を解決してまいりますには、

やはり幾つかの問題がございます。一つには外国の制度が七割程度の遺族年金を出しておるわけでございますが、それには遺族の年齢とか、あるいはまた亡くなった御主人と遺族との婚姻期間とか、いろいろ条件をつけておるわけでございます。それに対しては日本の場合には、ほとんど無条件に等しいというところがございまして、今後、人口の老齢化に伴いまして年金の給付費がふえるというのを考えますと、その辺の合理化もひとつ図らなければならぬというふうに思っております。

それからもう一つ、日本の年金額の場合には世帯経費というものの観念が余りないように思うわけでございます。本人が一人で受給する場合にも、あるいは配偶者がおる場合にも余り金額に変わりがないというところがあるわけでございます。ここら辺も本人あるいは二人家族の場合、それぞれ世帯の実情に応じた給付額にしなければならぬというところが一つあるわけでございます。端的に申し上げますと、配偶者のない一人の場合が優遇されておる、同じ一人でも未亡人の場合には優遇されていないというところがございまして、ここら辺の調整をひとつ図らなければならぬと思っております。

またもう一つ、国民年金に被用者の妻が任意加入するという制度があるわけでございますけれども、現在六百万を超す方がこれに加入しておられるわけでございます。現時点では年金額の給付水準等の絡みもありまして、それ相応の機能を果たすことが期待されておるわけでございますけれども、将来におきましては、国民のサイドから見ましても保険料の二重負担になりますし、また保険財政から見ましても、かなり給付の重複が出てまいり、あるいはまた国庫負担が二重になるというようなことがございまして、遺族年金の充実をする場合には、どうしてもこの点につきましても制度の改革を考えなければならぬ。

その三つの問題、いずれも制度の基礎に關係する問題でございます。いま年金の基本構想で

も御検討いただいておりますが、そこら辺の条件整備をいたしまして、遺族年金の改善に努力をしたいと思っております。次でございませう。

○湯川委員 ただいまの大臣及び局長の御答弁、了解をいたしました。また、そのような心構えでお進め願いたいと思えます。いまの国年の任意加入の問題が、将来の問題としては問題点があるというところも、これは年金態でも触れられておることもわかりました。それから寡婦加算で、にもかなくとも何がしかの指標を示したいということでも御努力くださっていることも多量にしたいと思えますが、要するに、夫といいますが、主たる稼働者を失った家庭に対する保護といいますが、世帯保障的な色彩に重点を移したいという考え方は、ひとつぜひお進め願いたいと思っております。

その次に私は、老人との同居、別居の問題についてお伺いしたいと思います。年金制度は制度自体としても、もちろん整合性といいますが、いろいろの点が必要でございますが、要するに、ねらうところは、日本の老人が真つ当な形で心安らかに豊かな生活ができるということにあると思えます。そのためにどのような制度があり得るかということかと思っております。

そこで、この同居、別居の問題につきまして、先ほどもちょっと触れましたが、いろいろの意識の上での混乱というものがあつたと一般に言われております。総理府の老人対策室でございませうか、老人対策室の何度かにわたる調査でもうかがえますように、また東京都でやられた意識調査でも示されておりますように、やはり日本人としては、やむを得ない事情は別として、できることなら両親とともに同居したいという気持ちがあることは事実だと思えます。数字の上では、同居世帯は年々減つておるといふ統計が出ておりますが、やはり一般的な国民の意識としては、両親との同居が、老人側から見ましても、また、これを支える壮年の方から見ましても、将来のお孫さんの方からの立場から見ましても、それが好ましいというのがやはり一般的な多数の人の意識かと思っております。

ところが、これに對しまして、今日の制度から見まして、そのことを推奨するといいますが、そのことに支えをする施策が必ずしも十分じゃない。もちろん住宅事情が今日のような状況でありますから、ペア住宅とかあるいは三世帯がまずまず真つ当に生活できる家庭の状況というものはよくわかりませんが、このお互いの理解さえあれば、そういう世帯間の同居ができるという世帯は、実際にはやはりかなりあると思っております。

この同居につきまして、これを側面的に援助する施策というものがとられなければならぬと思っております。第一に、高齢者を扶養する子供に対して所得税の上での控除を一層強化できないかというところが第一点。第二点は、両親を相当な年月にわたつて扶養してきた子供に対して、両親が死亡した場合の遺産相続につきまして、特別な配慮をしていく等、こういう幾つかの方策を、これですという意味ではなくて、これによつて社会的にも報いるという気持ちから、そのような方策がぜひとられるべきではないかというふうな感じがいたします。このことにつきましては、これは税との關係でございますが、厚生省としても本格的な御検討を、もちろん、しておられると思ひますが、ひとつさらに進めていただきたいと思います。これに対する御見解を伺いたいと思ひます。

○木暮政府委員 お年寄りの子供との同居状況でございますが、昭和三十五年に八一・六％の六十五歳以上の方が子供と同居しておつたわけでございます。それが次第次第に減りつつあるわけでございますが、一番最近の四十九年の調査でも七四・七％の方が子供と同居しておるわけでございまして、これは外国と比べまして非常に高い同居率でございます。また、いろいろ世論調査をいたしましたところ、これは若い方の、五十四歳までの方の世論調査でございますが、親との同居につきましても、同居するのがよいという意見が四五・六％も



でございます。別居するのがよいと積極的に言っており、おりのが一五・六%でございます。親が元気がなうちは別居、親の体が弱つたら同居するというのが三八・一%あるわけでございます。したがって、若い人々の同居の考え方につきましては、かなり外国と違ふ点があるかと思つて、おのりでございます。一方、お年寄りの老後の暮らしの希望としては、子供と一緒に暮らしたいというのが五〇%を占めておる。子供とは別に暮らしたいというのは二七・八%というふうな数字に出ているわけでございます。

社会保障と同居との関係はどういうことになるのか、そこら辺はさらに研究してみなければならぬことでございますけれども、私どもいろいろな場合に呼ばれますと、同居を促進するため、居住条件をよくするということと並びまして、年金をある程度充実してもらえば二代の夫婦が余り角を突き合せて同居できいく。そういう意味からも年金を充実してほしいということがあるわけでございます。この点、社会保障との関連は必ずしも研究は進んでおりませんけれども、私ども、今後の年金あるいは社会保障の進め方の検討の場合に大きなウエートの一つというふうな考へておる次第でございます。

○湯川委員　そこで、年金財政といいますが、年金の急速に重くなつてくることに関連しまして、費用負担の問題を續いてお伺いしたいと思います。

こういう年金等につきましては多々あります。まず、この一般的な気持でございますが、これを賄うための費用負担につきましての検討が精力的にされなければならぬ。特に一般の人に対して、わが国の年金制度の将来がどうなるのかという点を十分に説明しながら進めなければならぬと思つて、言うまでもなく、これからの保険料の水準が上昇するということも不可避なことであると思つて、特に国民年金の方が年金の山を迎えるのが厚年に比べて早いと言われておる関係もあり、厚生省のいろいろの御検討でも、

ほとんど毎年、将来にわたつて保険料を上げていかなければならない。将来は、昭和八十五年等を考えれば五十一年度の価格でもつても八千六百円というふうな数字が出されておるようには思つて、厚年につきましても恐らく二〇%程度の保険料を徴収しなければ、とうてい賄つていけないというふうな大変な数字が予測されるわけでございます。

さようなことになりまして、年金の問題と医療保障の問題あるいは生活に關連した社会資本の充実というふうな国民的な要請とが競合するということも述べられておりますが、確かに大きな問題であるわけでありまして、今日の給付体系なりあるいは年金額の水準をそのままにして、こうだというふうな説明をされておるようでありまして、いろいろの改善をこの間に加えていくならば、さらにこの数字が大きくなることは言うまでもないわけでございます。そこで、やはり給付の重点的な配分といふことが、あるいは給付体系の合理化といふものについて厳しく立ち向かつていかれる必要があるというふうな思ふのであります。

国庫負担の問題につきましては諸外国と比べて高いと言われておるようであります。一般会計の中で昭和四十年には一・八%程度だったものが五十年では四・六%になっておるというふうなことで、これが、今後どのようなところまで国庫負担が可能かということも、これからの安定成長中の財政運営としての限度といふものがありまして、それから、そういったことになってくるわけでありまして、そういうふうなことから、どうしても一般の国民へのコンセンサスといふことが、負担料の増高に対するパブリックアクセプタンスといふか、一般的に、そういうことはやむを得ないというふうな受容されるような説明が必要でありますし、また、そういう体系を将来長期的に安定化させるためには、行政当局としても必ずしも耳ざわりのいいことばかり申し上げておられる目的を達しにくい。そういう福祉の厳しさとい

いますか、あるいは筋肉の引き締まつたといふものか、そういう縮まつた態度での取り組み方というものがせひ必要かと思つておるわけでありまして、今日の状態では世代間の利害対立というふうなところまでは来ないと思つて、これがもう十年、十五年すれば、この保険料の問題、積み立てとか賦課の問題を含めまして、世代の間での負担の境界といふことが、相当問題になってくることかと思つておるわけでございます。過日、二月の終わりでございましたか、新聞記事でございましてけれども、スイスで六十五歳のものを六十歳に引き下げたかどうかという提案が拒否された、否決されたというふうな聞いています。こういう年金の成熟した国において、もちろん六十歳で年金をもらうということになれば、雇用の面で追いつてられないのじゃないかという気持ちも働いたかと思つて、もつと大きい問題は、六十歳からの人を、若い者がそれを支えなければならぬかどうかという問題に対する非常に冷めたといふか、冷静な判断で国民投票が行われたといふか、冷めたが、そのようなことかと思つておる。それからまた去年のドイツの年金財政の調整法でも、訳すべきもので、数年間の改善が、オイルショックその他を通じたこの数年間の変動によりまして相当むずかしい状況になつておる、これに対して保険料をアップするか、あるいは給付の内容につきまして検査を加えるかという点で議論をされたが、やはり給付の内容について、ある程度のセーブをするという方向におさまつたといふふうに聞いておりますが、さようなスイスとかドイツのいま御披露した点につきましては、大体事実と合つておりますか。

【委員長退席、竹内(黎)委員長代理着席】  
○木暮政府委員　いまお話ししたドイツにつきましては、わりあい詳しい連絡がございまして、ドイツは千分の百八十の保険料になっておるわけでございます。保険料率をこれ以上引き上げるということは、かなり無理があるのではないかと、この観点から、年金の額を賃金に合わせましてスライド

しておるわけでございますが、当面そのスライドの時期を半年おくらせる。それからまた、その賃金の動向に依つて年金額を調整するわけでございますが、過去の一番賃金が伸びが高かつた年度を外して計算をするという措置をとつたというふうな聞いておるわけでございます。スイスにつきましては、私ども現在、先生御指摘の新聞記事を見ましたということ、それ以上の情報は、いまのところ得ておりません。

○湯川委員　こういう費用負担の将来動向に關連しまして、先ほど大臣がお述べになりました支給開始の年齢の問題でありまして、これについてお考へとしては、段階的にある程度上げていかなければならない状況であるというふうな、なおお考へであると了解してよろしゅうございませうか。

○木暮政府委員　支給開始は日本の場合には厚生年金がただいま男子六十歳、女子五十五歳でございますが、先ほど御指摘のように、いまの制度のままでは、厚生年金の保険料は千分の二百を超えるというふうなことが予想されておるわけでございます。外国の制度と直接比較はなかなかむずかしいのでございまして、ドイツは千分の百八十のところ、かなり苦しいということでございます。私ども遺族年金等の改善と並んで給付の合理化といふことをしなければならぬと思つておるわけでございます。その中の一番大きな問題は、やはり支給開始年齢の問題だといふふうに考へておりました、これはどうしても避けて通れない問題だといふふうに思つておる次第でございます。ただ、これは雇用条件ともいろいろ絡み合つて、そういう点から、御指摘のありましたように長期的に計画を立てまして、段階的に実施していくべきものであらうかというふうに思つておる次第でございます。

○湯川委員　支給年齢の問題につきましては、確かにむずかしい問題でありますし、過去の諸制度の経緯等から見て慎重な取り組み方をされなければならぬ問題かと思つて、要は、わが国の年金制度の長期的な展望といふか、見通しの

立つ、国民として信頼し得るもの、自分のライフサイクルから見て老後をおおむねどのように送り得るのかということが予測し得るような信頼できる制度というものが何よりも必要である。さような意味で、先ほど申し上げましたように、必ずしも一般受けしない、あるいはそう喜ばれないことであっても、長い制度の将来のためには、このことは決してかなければならぬということについては筋はひとつ通していただきたいと思います。

それから、こういう支給開始年齢の変動等もある程度検討されなければならないというふうな状況と関連しまして、高齢者の雇用の問題につきましては特別の配慮を進めなければならぬということも言うまでもないことと存じます。もちろん雇用の問題は当面は労働省関係ということに相なるのでございましょうが、わが国の縦割り行政の弊を越えるという意味で、現在、地方の民生部系統で民生委員その他の方々が、高齢者の雇用につきまして、いろいろボランティア的な組織をつくらせておられるというふうなことも私も存じております。しかし、こういうふうな非非常に散発的と言つては失礼ですが、総合的でないことだけでは、とうていこのような状況には即応できない、対応できないというふうに存じます。

しかし高齢者の問題は若年労働者と違ひまして、全国あちこちに転動するというものではございませぬ。やはり地域の市町村とか、あるいはそれより広い、あるいは狭い程度のコミュニティーの中の就労の実態というものに即して考えられるべきものだと思うわけでありませぬ。さような意味で、厚生省として老齢者の生活安定という角度から、その問題について精力的に取り組んでいかれるようをお願い申し上げます。

○小沢内務大臣 湯川先生おっしゃるように、雇用問題は労働省の政策ではあります、将来老齢化社会というのを考えた場合に、私も、ことにこれからの経済情勢が総理が言われているように、ある程度静かな成長というのを考えていきますと、それからまた国際的な経済事情等いろいろ

な困難な問題等を考えてみますと、福祉医療面、いわば厚生関係の面での雇用の創出というところは真剣に考えていかなければいかぬだろうと思ふのです。

その場合に老年者、高齢層の就職対策といひますと相当幅広くなりますけれども、いま言ったものが六十五までいって来て、ちょうど雇用から離れたときに年金制度に移れば一番いいのですけれども、それがなかなかいけないうちに、定年後の労働力というものを福祉関係や医療面でも、つと活用できるように厚生省みずから考えていかなければいかぬじゃないだろうか。もちろん前のような給料を全部保障していくということはどうもできないと思ひますが、しかし、それと年金支給開始までの所得保障の相当な充足になるような形で考えていかなければいけない、新しいこれからの私どもの課題ではないかと思つておりました。ぜひ先生方のお知恵等もいろいろかりて、私どもはこの問題には、いままら積極的に取り組んでいきたいと思います。

○湯川委員 非常に力強い厚生大臣のお考えを伺つたのであります。いろいろ社会保険あるいは社会福祉に關連しまして、いま福祉サービスの点で立ち損ねがある、確かにそういうことは言えるかと思ひます。そうしますと地域的な単位で、そういうことに対するマンパワーが必要であります。しかし従来、地方自治体が運営している施設の職員等々は一般のベースに乗りますが、財政的にもなかなか問題があつて、本当は保育所は建てたいんだけれども、なかなか新規雇用が大変だから、ことしはちょっと延ばしたいということにもよくぶつかるわけでありませぬ。さような意味で、こういう方たちの働き場所を、いま言われた企業に對するしかるべき配慮をした上で、今後福祉サービスの充足に伴つて生ずるであろうポストについても考えていっていただきたい、かように考えます。

そこで、あと二、三事務的なことも含めましてあれですが、国民年金の保険料の徴収状況について、ちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○大和田政府委員 国民年金の昭和五十一年度の保険料徴収率は九六・四％でございます。これは、ちよつと補足いたしますと、他の公租公課の徴収率に比べてまして遜色のない徴収率というふうになつております。

○湯川委員 このことにつきまして、強制徴収を行つていないんだというふうには聞いておりますが、私も現場を幾らか見た経験もございませぬが、強制徴収しないで、こういう成績を上げておられるというところは、どうも私には思ふのです。これについて市町村に厚生省として、どういうふうな指導といいますか、あれをしておられるか、ちよつと御参考までに伺ひたいと思ひます。

○大和田政府委員 これにつきましては市町村に非常に努力をしていただいておりますが、私ども感謝しているわけでございますが、この徴収の方法、この徴収率を確保いたしておりますやり方といたしましては、実は一つは、制度発足以来でございませぬけれども、保険料の納付組織というものの育成強化を図つてきております。この納付組織というものが、かなりの地域におきまして敷衍いたしておるわけでございます。

それから、それ以外にはたとえは納付案内書という文書を出しまして、これこれの保険料を納めていただきたいと個人個人に出しておるといふようなことかからいたしまして、徴収率が確保されておる。あるいは口座振替といったような制度も、これはだんだんと利用されているといったようなことと存じます。

は集合徴収をやる、さまざま方法で保険料の収納というものを確保する、いろいろの方法で努力をしていただいているわけでございます。

○湯川委員 いま述べられたようなことで、相対的な徴収の成績を上げておられるわけでございますが、今回の例の無年金者対策、過去において二回やられて、それぞれ二百万人程度ずつ救つたんだという御説明を伺つたことがございませぬが、今回三たび、この無年金者対策というものをとられるわけでございます。これは厚生省としておおむねどの程度の員数が予測されるのであるか。

またもう一つは、いま言われたような徴収の成績を上げておられるにもかかわらず、なお無年金者がこのように残つておる。それは本人の信念として、これに尽きないという方とか、あるいは、その他の移動とか、いろいろなことが考えられるかと思ひますが、全般的に厚生省としては、どういふことで無年金者がどれくらい、なお残つておるのかという、その辺の見方を伺ひたいと思ひます。

○大和田政府委員 まず、無年金者がどれくらいおるだろうか。実は、この数字が非常にむずかしいでございます。私ども、この数字の把握がむずかしいでございます。非常に概数で大ざつぱでございますが、そういうふうな考えております。なぜ、こういった方々が出たんだらうかという問題でございませぬけれども、私も第一線の責任者の人から、いろいろと話を聞いてみるわけでございますが、やはり非常に残念でございますけれども、この制度に關して、どうしてもまだ関心が薄い。たとえば子供がおる。したがって、その子供の世話になつて老後は暮らすから年金には入る必要はない。あるいは貯金を持っている。これは特にお金持ちの方に多いようございませぬが、私は貯金を持っておる、金があるから入らないというふうな方がおられる。あるいは、これはさう多いかどうかわかりませんが、病弱だから、もうそんなに私は長く生きない。したがって年金制度は

必要ないというふうに言われるような、そういう方々がおるようでございます。またさらに、やはりもつと無關心といえますか、先ほど申しました文書で、年金の被保険者はもちろんのこと、やはり未適用者に対しても、未適用者であるというところがわかりますと差し上げることになっております。その場合でも文書に対する回答がない。つまり本当に全く無關心であるというふうな方々でございますね。こういうふうな方々がおられます。文書を差し上げても御回答していただけないという方がかなり見受けられるというふうなことを、第一線の連中が言っておたわけでありませぬ。

さらに、これもそう多くはございませぬけれども、制度発足のときにいろいろ反対運動、反対の動きがあったわけでございますが、そういった反対または不賛成というふうな方々の影響といえますか、そういうようなことによりまして、まだ加入をがえんじないという方もおられるわけでございます。

それから、先ほど先生もちょっとおっしゃいましたけれども、移動でなかなか把握できない。つまり住民登録をされないで動いておられるという方々がかかりおられるわけでありまして、こういう方々は事務的に把握しようと思われても、なかなか把握できない。そこで頭が痛いわけでございますけれども、何とか住民登録をしていただくことによりまして加入というものが確保できるように、私どももお願いいたしておるわけでございますが、そういったような方々もかなりおられるのじやないかというふうに考えております。

○湯川委員 私の選挙区に例のあいりん地区というのがあります、東京の山谷等と比べても大変なところでございますが、そういうふうなところで関心を持たれないという方もあるのです、いま言われた幾つかのこともあると思えますが、

ただ、前回の特例納付では、いわば、これが最後だというふうなやうに進められたと思えますが、今回それがまた三度目に一回やるのだ

ということでございます。そこで、こういう国民年金を支えてきておる一般国民から見ると、若いときから長年にわたってこの制度を支えてきて、そして自分の老後に期待するというのがたてまえでございますが、今回のような特例納付を次々に認めていくということになります、そういう本来の加入者の意識というものに対して余り好ましくない影響がありやせぬかというふうなことも考えられるのですが、そのことについていかがお考えか。

○本署政府委員 無年金対策は過去二回やりまして、いずれも今回限りというふうなことで実施をいたしたわけでございますが、昨年ごろ、また非常に御希望が多かったわけでございます。また国会でもいろいろ御議論があったわけ、いろいろちゅうちよした末、第三回目的の特例納付をするということに踏み切ったわけでございます。

ちゅうちよいたしましたのは、いま先生おっしゃいましたように、国民年金が法律の規定どおりでございます、高齢者になってから特例納付をすれば年金に結びつくというふうな慣習ができてしましますと、保険料の納付に非常に障害が起きて、ひいては国民年金の運営ができなくなるというふうなこともあったわけでございます。ただ、いま部長も申し上げましたように、かなりの方が年金に結びつかない可能性があるというところでございまして、今回が最後ということ、もう一回、繰り返して実施をするということに決めた次第でございます。

○湯川委員 そのいうことで、いろいろの御配慮もあつた上で四千万円というのを決められたかと思えますが、ひとつ今回でもって、特別の意志堅固な反対者は別にしまして、善良な市民が間違いない年金者になれるように格別の御配慮をお願いしたいと思えます。

それから最後にオンラインの問題につきましても、これから受給者その他関係者がべらぼうにふえてまいりますし、それから一般市民からいって

年金のことはようわからぬ。それに対して尋ねに行つても何カ月も返事が来なくて、大体答えてくれるのか、くれないのかわからないというふうなことで、年金に対しては半ばあきらめたやうな感じを持つておる人がかなりおるように思えますが、オンラインの問題につきましても、いろいろ審議会においても早急に進めると言つておられるが、恐らく厚生省もそのつもりだろうと思えますが、職員組合等との関係で、なお十分うまく見通しが立たないというふうに、ちよつと聞いたのですが、その辺の実情をひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○大和田政府委員 このオンライン計画につきましても、昭和五十四年度から六カ年計画でオンラインを進めるといふ計画を立てておりまして、これはその計画どおり進めるといふことでやつております。

組合との関係というお話でございますけれども、組合ともこの問題につきましても話合つておりましたし、決して、この関係でうまいってないというふうなことはないというふうに私どもは考えております。ぜひ、この計画を五十四年度から実施して、先生おっしゃいますように被保険者並びに受給者に対するサービスというものの向上に一層努めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○湯川委員 時間もほとんどなくなつたんですが、最後に児童手当のことにつきまして、二お伺ひしたいと思ひます。

児童手当につきましては、いろいろ議論のあるところだと私は思ひます。特に三子以降という点、これは財政的な点からと言われれば、それは別ですが、児童の健全育成あるいは家庭の所得保障に資するといふふうな点から見て、この三子以降についてというのは、どうも、のみ込みが悪いのであります。中央児童福祉審議会の今回の答申も拝見いたしました、大変失礼ですが、私の個人的な感じでは、どうも歯切れが悪いと思ひます。苦しいというふうな感じがするのであります。児

童手当につきましては、たてまえからいえば、これは厚生省所管であつて、賃金政策とかあるいは人口政策的な要素はないのだというふうな答えられると思ひますが、本来こういうふうな形であれば、作用としては、いろいろな作用があるわけですね。最もひどい例かと言へば、おやじの酒代になるというふうなものもあるわけですね。ですから、本当の意味でこういう財源が生かされるためには、少しこの児童手当について根本的な考え方をされる必要があるのではないかと感じますが、私はずつと前からしておるのであります。

そういう意味で、私はこれを否定するものではありませんが、すんなりのみ込めるやうな児童手当のあり方ということについて、いろいろ今回幾つかの制度についても御検討されるべきでございますので、児童手当につきましても根本的にひとつ、私の言うことにはいささかの意味があるとお考えならば、その辺を御検討を賜りたいというふうに思ふのであります。ちよつと、これについて大臣の感触をお伺ひしたいと思ひます。

○小沢國務大臣 湯川先生のおっしゃるやうに、児童手当につきましては、やはりいろいろの面で検討しなければいけない事項がたくさんあると思ひます。現行制度でやりましたも第三子からというところでございまして、それから賃金の中における家族手当の問題、それから税制で扶養控除というものがあつたわけでございます。諸外国の行き方を、最近の傾向を見ましても、むしろ税制の控除関係をやめて児童手当に走る方と、児童手当を整理といひますか、というふうな方とあるやうであります。御承知のとおり家族の控除といふものは、たしか一人二十九万であつたと思ふのですが、児童手当は、月五万円といひますと年に六万円だけでございますから、そういう面でも非常に中途半端になつておる。一子、二子、三子、この順序についても、いろいろの意見があるうかと思ひます。これはぜひ、いろいろの先生方の意見なり、あるいは実情等も十分検討しまして、私として根本的に、児童手当制度自体もちろ

ん存続をしていかなければいかぬと思ひますし、先生もおっしゃる通りに、これを全く否定しておられないわけで、ただ、今日の姿でいいかどうかということについては大いに疑念があるというお尋ねで、私も同感でございます。いろいろの方々の意見を聞いた上で、ひとつ根本的に検討していきたいという私はいま率直に気持ちを持っております。

○湯川委員 いろいろ熱意のある御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

特に、この年金の問題につきましては、国民一般が意識しているよりはるかに大きな問題であるという点で、これの抜本改正につきましては、先ほど申し上げましたように日本のあらゆる知能を総動員して、今日の段階において、あるべき好ましい制度の見出しということにあらゆる御努力を傾注されるようお願い申し上げます、私の質問を終わります。

○竹内(製)委員長代理 次回は、来る二十八日火曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十七分散会

国民年金法等の一部を改正する法律案

(国民年金法の一部改正)

第一条 国民年金法(昭和三十四年法律第四百四十一号)の一部を次のように改正する。  
第五十八条中「二十七万円」を「二十九万七千六百円」に、「十八万円」を「十九万八千円」に改める。

第六十二条中「二十三万四千円」を「二十五万八千円」に改める。  
第七十七条第一項ただし書中「十八万円」を「十九万八千円」に改める。  
第七十八条第二項中「十八万円」を「十九万八千円」に改める。

千円に改め、同条第三項中「又は受給権者であつたことがある者」を削り、同条第四項中「その者の選択により、その一を支給し、他は」を「通算老齢年金を」に改める。  
第七十九条の二第四項中「十八万円」を「十九万八千円」に改める。

第八十七条第三項中「二千二百円」を「三千三百円」に改める。  
(厚生年金保険法の一部改正)

第二条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)の一部を次のように改正する。  
第四十二条第三項中「第二十級」を「第二十三級」に改める。

第四十三条第五項中「達した後」の下に「七十歳に達するまでの間」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。  
5 被保険者である受給権者が七十歳に達した後においては、第三項の規定にかかわらず、その者の請求により、七十歳に達した月前における被保険者であつた期間を基本年金額の計算の基礎とするものとし、その請求をした日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

第四十六条第一項本文中「第十三級から第十七級を」第十六級から第二十級に、「第十八級から第二十級」を「第二十一級から第二十三級」に改め、同項ただし書及び同条第三項中「第二十級を」第二十三級に改める。  
第四十六条の三第二項中「第二十級」を「第二十三級」に改める。

第四十六条の四第三項中「第五項」を「第六項」に改める。  
第四十六条の七第一項本文中「第十三級から第十八級」を「第十六級から第二十級」に、「第十八級から第二十級」を「第二十一級から第二十三級」に改め、同項ただし書及び同条第二項中「第二十級」を「第二十三級」に改める。

第六十二条の二第二項第一号中「三万六千円」を「四万八千円」に、「六万円」を「七万二千元」に改め、同項第二号中「二万四千円」を「三万六千円」に改める。

附則第十二条第三項及び附則第二十八条の三第二項中「第二十級」を「第二十三級」に改める。  
(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。  
附則第二十二條の二中「昭和五十一年度」を「昭和五十一年度」に、「昭和五十一年度」を「昭和五十一年度」に改める。

第四条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。  
第三十四条第四項中「第十八級」を「第二十一級」に改める。

第三十八条第一項本文中「第十一級乃至第十五級」を「第十四級乃至第十八級」に、「第十六級乃至第十八級」を「第十九級乃至第二十一級」に改め、同項ただし書及び同条第三項中「第十八級」を「第二十一級」に改める。

第三十八条ノ二第二項中「達シタル後」の下に「七十歳ニ達スル迄ノ間」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。  
老齢年金ノ支給ヲ受クル被保険者ガ七十歳ニ達シタル後ニ於テハ其ノ者ノ請求ニ依リ七十歳ニ達シタル月ノ前月迄ノ被保険者タリシ期間ヲ其ノ老齢年金ノ額ノ計算ノ基礎トスルモノトシ其ノ請求ヲ為シタル日ノ属スル月ノ翌月ヨリ老齢年金ノ額ヲ改定ス

第三十九条ノ二第二項中「第十八級」を「第二十一級」に改める。  
第三十九条ノ五第一項本文中「第十一級乃至第十六級乃至第十八級」を「第十四級乃至第十八級」に、「第十六級乃至第十八級」を「第十九級乃至第二十一級」に改め、同項ただし書及び同条第二項中「第十八級」を「第二十一級」に改める。

第五十条ノ三ノ二第一号中「三万六千円」を「四万八千円」に、「六万円」を「七万二千元」に改め、同条第二号中「二万四千円」を「三万六千円」に改める。

「四万八千円」に、「六万円」を「七万二千元」に改め、同条第二号中「二万四千円」を「三万六千円」に改める。

(年金福祉事業団法の一部改正)  
第五条 年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第一百八号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第三十五条の二」を「第三十五条の三」に改める。  
第六章中第三十五条の二の次に次の一条を加える。

(特別の法人の借入金に関する特例)  
第三十五条の三 特別の法律に基づいて設立された法人(厚生年金保険の適用事業所の事業主又は船員保険の船舶所有者である者に限る。)で、当該特別の法律の借入金に関する規定により、第十七条第三号イに掲げる資金を借り入れることができず、又は当該法人を監督する行政庁の認可若しくは承認(これらに類する処分を含む。)を受けなければ当該資金を借り入れることができないこととされるものは、当該特別の法律の借入金に関する規定にかかわらず、当該資金を借り入れることができる。

2 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第五條第二項の規定は、同法第一條に規定する公庫の前項の資金に係る借入金については、適用しない。

(児童扶養手当法の一部改正)  
第六条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。  
第五条中「一万九千五百円」を「二万五千五百円」に、「二万五千五百円」を「二万三千五百円」に改める。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)  
第七条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「一万五千円」を「一万六千五百円」に改める。

「一万五千円」を「一万六千五百円」に改める。

に、「二万二千五百円」を「二万四千八百円」に改める。

第十八条中「五千五百円」を「六千二百五十円」に改める。

(児童手当法の一部改正)  
第八条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「五千円」の下に、「(前年の所得(一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。)につきその所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の規定による市町村民税(特別区が同法第一条第二項の規定によつて課する同法第五項第二項第一号に掲げる税を含む。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額がない者に支給される場合にあつては、六千円)を加える。

第二十九条の次に次の一条を加える。  
(福祉施設)  
第二十九条の二 政府は、児童手当の支給に支障がない限りにおいて、厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)第八条ノ二第一項の積立金の額に相当する額の範囲内で、第一号の目的の達成に資する施設をすることができ

附則  
(施行期日)  
第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第三条及び第五条の規定並びに第八条中児童手当法第二十九条の次に一条を加える改正規定並びに附則第十三条の規定 公布の日

二 第二条、第四、附則第五条、附則第六条及び附則第十條から附則第十二条までの規定 昭和五十三年六月一日

三 附則第四条の規定 昭和五十三年七月一日

四 前三号並びに次号及び第六号に掲げる規定 昭和五十三年八月一日

以外の規定 昭和五十三年八月一日

第一類第七号 社会労働委員会議録第七号 昭和五十三年三月二十三日

五 第八条中児童手当法第六條第一項の改正規定及び附則第九條の規定 昭和五十三年十月一日

六 第一条中国民年金法第八十七條第三項の改正規定及び附則第三條の規定 昭和五十四年四月一日

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置等)  
第二条 昭和五十三年七月以前の月分の国民年金法による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金並びに同法第七十七條第一項ただし書又は第七十八條第二項に規定する老齢年金の額については、なお従前の例による。

第三条 昭和五十五年四月以後の月分の国民年金法による保険料については、第一条の規定による改正後の同法第八十七條第三項中「三千三百円」とあるのは、「三千六百五十円(昭和五十四年度において厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)附則第二十二條の規定により年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、昭和五十二年の同法第一項に規定する物価指数に対する昭和五十三年度の同項に規定する物価指数の割合を三千六百五十円に乘じて得た額とし、その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）」とする。

2 国民年金法第八十七條第三項に定める保険料の額は、昭和五十六年四月以後においては、法律で定めるところにより引き上げられるものとする。

第四条 国民年金の被保険者又は被保険者であつた者(国民年金法による老齢年金及び通算老齢年金の受給権者を除く)は、都道府県知事に申し出て、昭和五十三年四月一日前のその者の国民年金の被保険者期間(同法第七十五條第一項、附則第六條第一項及び附則第七條第一項、附則第六條第一項及び附則第七條第一項、国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第八十六号)附則第十五條第一項並びに厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和

四十八年法律第九十二号)附則第十九條第一項の規定による被保険者に係る被保険者期間を除く)のうち、国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の期間(当該期間に係る国民年金の保険料を徴収する権利が時効によつて消滅している期間に限る)について、一月につき四千円を納付することができる。

2 前項の規定による納付は、昭和五十五年六月三十日までに行わなければならない。

3 第一項の規定による納付は、先に経過した月の分から順次行ふものとする。

4 第一項の規定により納付が行われたときは、納付が行われた日に、納付に係る月の国民年金の保険料が納付されたものとみなす。

5 国民年金法第七十六條の規定により読み替えられる同法第二十六條に定める老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしていない者が、第一項の規定による納付を行うことにより、六十五歳に達した後に同法第七十六條の規定により読み替えられる同法第二十六條に定める老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしたときは、同法に定める老齢年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に老齢年金を支給する。

6 国民年金法第七十八條第二項に定める老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしていない者が、第一項の規定による納付を行うことにより、六十五歳に達した後に同法第七十八條第一項に定める老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしたときは、同項の規定にかかわらず、その者に同条の老齢年金を支給する。

(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)  
第五条 昭和五十三年五月以前の月分の厚生年金保険法第六十二條の二の規定により加算する額については、なお従前の例による。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)  
第六条 昭和五十三年五月以前の月分の船員保険法第五十條ノ三ノ二の規定により加給する額については、なお従前の例による。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

四十八年法律第九十二号)附則第十九條第一項の規定による被保険者に係る被保険者期間を除く)のうち、国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の期間(当該期間に係る国民年金の保険料を徴収する権利が時効によつて消滅している期間に限る)について、一月につき四千円を納付することができる。

2 前項の規定による納付は、昭和五十五年六月三十日までに行わなければならない。

3 第一項の規定による納付は、先に経過した月の分から順次行ふものとする。

4 第一項の規定により納付が行われたときは、納付が行われた日に、納付に係る月の国民年金の保険料が納付されたものとみなす。

5 国民年金法第七十六條の規定により読み替えられる同法第二十六條に定める老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしていない者が、第一項の規定による納付を行うことにより、六十五歳に達した後に同法第七十六條の規定により読み替えられる同法第二十六條に定める老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしたときは、同法に定める老齢年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に老齢年金を支給する。

6 国民年金法第七十八條第二項に定める老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしていない者が、第一項の規定による納付を行うことにより、六十五歳に達した後に同法第七十八條第一項に定める老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしたときは、同項の規定にかかわらず、その者に同条の老齢年金を支給する。

(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)  
第五条 昭和五十三年五月以前の月分の厚生年金保険法第六十二條の二の規定により加算する額については、なお従前の例による。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)  
第六条 昭和五十三年五月以前の月分の船員保険法第五十條ノ三ノ二の規定により加給する額については、なお従前の例による。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 昭和五十三年七月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置)  
第八条 昭和五十三年七月以前の月分の特別児童扶養手当及び福祉手当の額については、なお従前の例による。

(児童手当法の一部改正に伴う経過措置)  
第九条 昭和五十三年九月以前の月分の児童手当の額については、なお従前の例による。

(厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正)  
第十条 厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭和二十九年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「第二十級」を「第二十三級」に改める。

第十九條の三第一項中「第十八級」を「第二十一級」に改め、同条第二項中「第二十級」を「第二十三級」に改める。

第三十一條中「同法第三十八條第一項の規定によりその額の一部につき支給を停止されている」を「船員保険の被保険者である間に支給される」に改める。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正)  
第十一条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第三項中「第二十級」を「第二十三級」に改める。

附則第十四條第三項中「第十八級」を「第二十一級」に改める。

(船員保険法の一部を改正する法律の一部改正)  
第十二條 船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

附則第十七條第二項中「第十八級」を「第二十一級」に改める。

(厚生保険特別会計法の一部改正)

第七條 昭和五十三年七月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置)  
第八條 昭和五十三年七月以前の月分の特別児童扶養手当及び福祉手当の額については、なお従前の例による。

(児童手当法の一部改正に伴う経過措置)  
第九條 昭和五十三年九月以前の月分の児童手当の額については、なお従前の例による。

(厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正)  
第十條 厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭和二十九年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第十六條第一項中「第二十級」を「第二十三級」に改める。

第十九條の三第一項中「第十八級」を「第二十一級」に改め、同条第二項中「第二十級」を「第二十三級」に改める。

第三十一條中「同法第三十八條第一項の規定によりその額の一部につき支給を停止されている」を「船員保険の被保険者である間に支給される」に改める。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正)  
第十一條 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第三項中「第二十級」を「第二十三級」に改める。

附則第十四條第三項中「第十八級」を「第二十一級」に改める。

(船員保険法の一部を改正する法律の一部改正)  
第十二條 船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

附則第十七條第二項中「第十八級」を「第二十一級」に改める。

(厚生保険特別会計法の一部改正)

第一類第七号 社会労働委員会議録第七号 昭和五十三年三月二十三日

二

二

二

二

二

二

二

第十三条 厚生保険特別会計法の一部を次のように改正する。

第五条ノ二中「業務取扱費」の下に「福祉施設費」を加える。

第八条ノ二第三項中「児童手当交付金」の下に「又ハ福祉施設費」を加える。

理由

老人、心身障害者、母子家庭及び児童の福祉の向上を図るため、福祉年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び福祉手当の額を引き上げ、所得の低い者についての児童手当の額を増額するとともに、厚生年金保険又は船員保険の被保険者である間における老齢年金の標準報酬月額による支給の制限を緩和し、年金額を物価の変動に応じて自動的に改定する措置の昭和五十三年度における実施時期を繰り上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第七号

社会労働委员会議録第七号

昭和五十三年三月二十三日

昭和五十三年四月三日印刷

昭和五十三年四月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K